

Kyoto University Working Paper

J-48

業績報告と利益概念の展開

2006年5月

京都大学大学院経済学研究科

藤井 秀樹

キーワード：FASB, IASB, 会計基準の収斂, 業績報告, 実現, 純利益, 包括利益

連絡先：hujii@econ.kyoto-u.ac.jp

業績報告と利益概念の展開

I はじめに一問題の所在一

業績報告書において利益をどのように表示するべきかが、1990年代末以降、主要な会計トピックの1つとして広く国内外で議論されるようになった。今後のありうべき基準設定との関連でとりわけ注目されるのは、FASBとIASBの共同作業として取り組まれてきた業績報告プロジェクト（2006年に財務諸表表示プロジェクトに改編）である。そこでの議論は、制度設計上の1つの可能性としてではあれ、実現基準にもとづく「純利益」(net income)を会計測定から排除し、業績報告書で表示されるべき利益を「包括利益」(comprehensive income)に一元化するという選択肢をも含んでいる¹。本稿では、かかる選択肢を提唱・支持する主張（以下「包括利益一元化論」という）に注目することにしたい。その主たる理由は、以下の2つである。

第1は、それが、会計のあり方を根底的に（非連続的に）転換することを指向する主張になっているということである。実現基準にもとづく純利益はわが国を含む資本主義各国において長い間（たとえば近代会計制度の形成を主導してきたアメリカにおいては1930年代以降）、会計測定の要諦をなしてきた。包括利益一元化論は、こうした会計の制度的慣習に終止符を打とうとするものである。かかる主張にそった基準設定が今後系統的に追求されることになれば、利益概念のみならず、会計的認識・測定のあり方そのものも根底的な（非連続的な）転換を余儀なくされることになる。

第2は、その主張が、概念フレームワークの基礎理論の1つをなす意思決定有用性アプローチと必ずしも整合せず、会計情報の価値関連性の観点からみた場合にはむしろ当該アプローチと矛盾するものになっているということである。意思決定有用性アプローチは会計（または財務報告、以下同じ）の基本目的を「経済的意思決定に有用な情報を提供すること」(AICPA[1973]p.13)とする会計理論であり、FASBおよびIASBの概念フレームワークにおいても基準設定のための基礎的会計理論の1つとして位置づけられている（藤井[1997]67頁）。ところが、会計情報の価値関連性を検証した国内外の先行実証研究においては、「包括利益に純利益を上回る情報価値は認められない、すなわち、その他の包括利益には追加的な情報価値は認められない」（大日方[2002]392頁）ということが繰り返し確認されてきたのである。包括利益一元化論はこうした実証研究の諸成果との整合性を欠くものであり、したがってそのかぎりでは、意思決定有用性アプローチと矛盾する主張となっているのである。

以上のような特徴をもつ包括利益一元化論が、なぜ業績報告プロジェクトにおいて検討されるべき 1 つの論点として措定されることになったのか。そしてまた、当該プロジェクトにおいてそうした主張が考慮されることによって業績報告のあり方はどのような方向に展開していくことになるのか。本稿では、こうした問題を、包括利益一元化論の形成過程を追跡し、その論理構成を整理・検討することをつうじて考えてみたいと思う²。

II 業績報告プロジェクトの経緯と概要

本題に入るまえに、この節では、業績報告プロジェクトの経緯と概要について必要最低限の整理を行い、包括利益一元化論が当該プロジェクトにおいてどのような形で主張されているかを概観しておくことにしたい。

1. FASB/IASB 共同プロジェクト発足までの経緯

IASB は同審議会発足 (IASC 改組) 直後の 2001 年 7 月に、イギリス会計基準審議会 (ASB) との共同プロジェクトとして「業績報告プロジェクト」(performance reporting project) を発足させた。認識・測定問題には触れず表示問題だけに焦点を絞って、「単一の包括利益計算書」(single statement of comprehensive income) のあるべき様式を開発するというのが、当該プロジェクトの基本方針であった (IASB[2002d]p.1)。

他方、FASB は 2001 年 10 月に、「営利企業の財務業績報告」(Financial Performance Reporting by Business Enterprises) を正式にアジェンダに加えた。統一性や首尾一貫性を欠いた従来の業績報告実務の改善を図るということのほかに、かかる取り組みが IASB と歩調を合わせたプロジェクトを手がける時宜を得た試みにつながるということが、当該プロジェクトの主たる意義の 1 つとして掲げられた (FASB[2001b]p.2)。

「グローバルな会計基準の収斂」(convergence of global accounting standards) に向けた共同を謳った「ノーウォーク合意」(Norwalk Agreement) が FASB と IASB の間で交わされたのは、それから約 1 年後の 2002 年 9 月 (ニュース・リリースは 10 月 29 日) のことであった (FASB[2002b])。合意形成のために開催された同年 9 月の合同会議では、検討されるべき課題の 1 つとして業績報告プロジェクトも取り上げられた (山田[2003]81 頁)。以上の流れをうける形で、FASB と IASB は 2004 年 4 月に開催された合同会議において、業績報告プロジェクトを両審議会の共同プロジェクトとして取り組むことに合意したのである (FASB[2004c])。以下では、当該プロジェクトをたんに「共同プロジェクト」という場合もある。

表 1 は、共同プロジェクトに盛り込まれた検討課題を示したものである。当該プロジェクトには異なる特徴を持った目標が含まれているので、検討作業は 2 つのセグメント (A・B) に分けて実施されることになった (FASB[2004a] ; IASB[2004])。セグメント A には、U.S.GAAP と国際財務報告基準 (IFRSs) の相違を縮減するための課題が、セグメント B には、

財務諸表における情報の開示基準を開発するための課題が、それぞれ整理されている(FASB[2006a])。各セグメントの検討課題は、予定された検討順位にもとづいて列挙されているが、各セグメントの検討は同時並行的に進められるものとされた(FASB[2004a] ; IASB[2004])。検討作業は 2005 年 1 月に開始された。

表 1 FASB と IASB で合意された検討課題

<p>セグメント A</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「継続的活動から生じる純利益」(U.S. GAAP)⁽¹⁾または「損益」(国際会計基準)⁽²⁾という既存の小計⁽³⁾に類似した小計が記載される単一の包括利益計算書を要求するべきか。 2. 要求される主要財務諸表は何か(FASBは、主要財務諸表の 1 つとして持分変動報告書を要求するか否かについて検討する予定である)⁽⁴⁾。 3. 比較財務諸表および財務諸表脚注の関連開示において何年分の情報が表示されるべきか。 4. キャッシュフロー計算書において直接法にもとづく表示を要求するべきか。 <p>セグメント B</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「純利益」または「損益」とその他の包括利益の間に「リサイクリング」項目を設けることに意味はあるか。もし意味があるとすれば、リサイクルされるべき取引および事象はどのような基準にもとづいて決定され、リサイクリングはいつ実施されるべきか。 2. 要求される各財務諸表における情報の内訳表示に関する首尾一貫した原則を開発すること。 3. 要求される各財務諸表(それは事業や財務のような区分を含むであろう)において報告されるべき合計および小計を明らかにすること。
--

(注) 出所に掲げた 2 文献の記述内容はほぼ同一であるが、両者の間には以下のような相違も見られる。下記のかっこ内の数字は表中の注記番号に対応している。

- (1) IASB[2004]では、「U.S. GAAP」のかっこ書きはない。
- (2) IASB[2004]では、「国際会計基準」のかっこ書きはない。
- (3) IASB[2004]では、「既存の小計」(existing subtotal)は「概念」(concept)となっている。
- (4) IASB[2004]では、かっこ内の挿入文はない。

(出所) FASB[2004a]; IASB[2004]により作成。

2. 共同プロジェクトにおける包括利益一元化論の反映

表 1 に示された検討課題のうち、包括利益の報告に直接関連するのは、セグメント A の

1 とセグメント B の 1 である。

セグメント A の 1 に掲げられた検討課題は、「『継続的活動から生じる純利益』または『損益』という既存の小計に類似した小計が記載される単一の包括利益計算書(a single statement of comprehensive income)を要求するべきか」というものである(表 1 参照)。

既述のように、IASB は ASB との共同プロジェクトを発足させるにあたってすでに、「単一の包括利益計算書」のあるべき様式を開発するという基本方針を明らかにしていた。この点は、FASB においても同様であって、同審議会は IASB とのプロジェクト合意に先立ち、「企業実体は、単一の包括利益計算書において、収益、費用、利得、損失に関するすべての項目を報告するべきである」(FASB[2004c])ということ、業績報告プロジェクトの「暫定方針」(tentative decisions)の 1 つとして明らかにしていた。「単一の包括利益計算書を要求するべきか」というセグメント A の 1 の後半部分は、両審議会のこうした「方針」が共同プロジェクトにおいて改めて検討されるべき課題とされたことを意味している。

これに対し、「『継続的活動から生じる純利益』または『損益』という既存の小計に類似した小計が記載される」(that includes a subtotal similar to the existing subtotals “net income from continuing operations” or “profit and loss”)という前半部分は、これを 1 つの論点と見た場合、「純利益または損益」(以下たんに「純利益」という)を業績として報告するべきか否かを問うものになっていると解することができる。改めて指摘するまでもなく、純利益が記載されない場合、業績報告書で表示される利益は包括利益に一元化されることになる。すなわち、かかる意味合いを含んだ問いが検討課題の 1 つとして掲げられている点に、共同プロジェクトにおける包括利益一元化論の反映を看取することができるのである。

他方、セグメント B の 1 に掲げられた検討課題は、「『純利益』または『損益』とその他の包括利益の間に『リサイクリング』項目を設けることに意味はあるか。もし意味があるとすれば、リサイクルされるべき取引および事象はどのような基準にもとづいて決定され、リサイクリングはいつ実施されるべきか」というものである(表 1 参照)。

その他の包括利益のうち当期に実現した部分を実現収益に振り替えるいわゆるリサイクリング(FAS130 の用語に従えば「再分類調整」reclassification adjustments)が実施されない場合、当期の実現利益である純利益は包括利益計算書で表示されず、その結果、包括利益計算書において表示される利益は事実上³、包括利益に一元化されることになる。図 1 の設例において、リサイクリングが実施されない場合、「純利益」の行の数値は「61,750」(=63,250-1,500)となる。しかし、「61,750」は、当期実現利益から有価証券の当期実現保有利得を除いた金額であり、会計測定上意味のない数値となる。リサイクリングが実施されない場合には純利益の概念それ自体が否定されることにもなるので、包括利益計算書から「純利益」の行は削除され、したがって、「61,750」という数値が当該計算書において表示されることはなく、「統合」(aggregate)された業績指標としては包括利益(80,250)のみが表示されることになる(図 2 参照)。

つまり、セグメント B の 1 の「純利益とその他の包括利益の間に『リサイクリング』項目を設けることに意味はあるか」という問いの実質的な含意は、「包括利益計算書で純利益を表示することに意味はあるか」という点に帰着するのであり、その意味で、セグメント B の 1 は、上掲のセグメント A の 1 よりもさらに一層明確に包括利益一元化論を反映した検討課題となっているのである。

図 1 FAS130 で例示された純利益及び包括利益計算書

収 益		\$150,000
費 用		(25,000)
法人所得税		(31,250)
異常項目, 税引後		(28,000)
会計方針変更の累積効果, 税引後		(2,500)
純利益		63, 250
その他の包括利益, 税引後:		
外貨換算勘定調整		8,000
有価証券未実現利得:		
当期末実現保有利得	\$13,000	
控除: 純利益に算入される利得への		
再分類調整(リサイクリング)	(1, 500)	11,500
追加最小年金負債調整		(2,500)
その他の包括利益		17,000
包括利益		\$80, 250

- (注) 1. 本稿の検討課題と直接関連しない部分は省略または簡略化している。
2. 太字化は引用者による。

(出所) FAS130, Appendix B, Format A: One-Statement Approach により作成。

包括利益一元化論は、利益概念の純利益と包括利益への二元化現象と包括利益重視の会計思考の形成とを背景として、1990年代後半以降、英米の基準設定者（とりわけ IASB 関係者）の間で積極的に主張されるようになったものである。そしてまた前節で言及したように、その主張は一部に、概念フレームワークの基礎理論の 1 つを構成する意思決定有用性アプローチとは整合しない（あるいは矛盾する）内容をも含んでいる。そこで、次節以下では、①利益概念の純利益と包括利益への二元化の経緯、②包括利益重視の会計思考の論理構成、③当該会計思考と意思決定有用性アプローチの関連性の 3 点に焦点を当てながら、各関連文献の検討を進めていくことにしたいと思う。

Ⅲ 利益概念二元化の経緯

—アメリカのケースを手がかりとして—

利益概念二元化の理論的経緯を最も明瞭に示しているのは、アメリカのケースである。とりわけアメリカで公表されてきた一連のプロナウンスメントは、その格好の検討素材を提供するものとなっている。そこで、以下では、アメリカの主要プロナウンスメントを手がかりとしながら、利益概念二元化の理論的経緯を追跡していくことにしたい。

FASB[1976]で提示された用語を援用して2つの利益概念の関係を整理すれば、純利益(稼得利益earnings—後述Ⅲ節4およびⅥ節3参照)は収益費用アプローチにもとづく利益概念であり、包括利益は資産負債アプローチにもとづく利益概念であるということが出来る(藤井[1997]167頁)。そして、資産負債アプローチの基底には、資産の本質を「用役可能性」(service-potentials)とみなす会計思考(以下「用役可能性説」という)が措定されている⁴。

1. AAA1957年改訂会計原則(AAA[1957])

—用役可能性説の提唱と利益概念二元化の萌芽—

アメリカ会計界において用役可能性説をはじめて公式的に定式化したのは、AAA1957年改訂会計原則(AAA[1957])であった。同原則によれば、資産とは、「予定された事業活動に充當可能または利用可能な用役可能性の集合体」(AAA[1957]p.538)とされ、「概念的には、それは、〔当該資産から〕引き出される用役のすべての流列の将来市場価格を確率および利子要素によって現在価値に割り引いた金額」(AAA[1957]p.539)として測定されるとされている。ここには、今日提唱されている公正価値測定の基本的な考え方(たとえばFASB[2004b]pars.4-8)がすでに盛り込まれている。

本稿での検討課題との関連で見逃せないのは、AAA[1957]における次のような記述である。「実現純利益」(realized net income)は、「正味資産の変動であり、(a)収益から関連する費消原価を差し引くことによって得られる差額と、(b)資産の売却、交換、その他の転換によって企業にもたらされるその他の利得または損失から生じるもの」(AAA[1957]p.540)である。すなわち、ここでは、一方で、実現純利益の本質がストック評価(資産負債アプローチ)の観点から「正味資産の変動」として定義されながら、他方では、その基本的な測定手続がフロー測定(収益費用アプローチ)の観点から収益と費消原価の差額として説明されているのである。藤井[1999]で言及したように、こうした論理的不整合(会計測定のハイブリッド構造)は、AAA[1957]が、一方では実現を「収益(フロー)の認識規準」から「資産・負債(ストック)の認識規準」に拡張しようとしながら、他方では実現純利益を企業活動の「有効性」(effectiveness)の測定値と見なす慣習的利益測定の観点も維持しようとしたことから生じたものということが出来るであろう。

AAA[1957]は、実現の拡張にともなう会計処理の変化を具体的に提示しなかったために、

利益概念の二元化問題は顕在化しなかったが、会計的認識の観点の相違が異なる利益概念の生成につながることを示唆したという意味で、AAA[1957]の議論は利益概念二元化論の萌芽的形態を示すものとして位置づけることができるであろう。

「投資者が投資意思決定や経営に対するコントロールにおいて公表財務諸表を利用しているということが、第一義的に考慮されるべきである」(AAA[1957]p.542)という記述が、AAA[1957]にはみられる。その前後の文脈からすれば、会計が投資者のそうした情報ニーズに応えていくためには、用役可能性説にもとづく会計的認識が必要であるというのが、AAA[1957]の基本的立場であったと推察される。しかし、用役可能性説にもとづく会計的認識がなぜ、どのように、投資者の経済的意思決定に貢献することになるかについての立ち入った検討は、AAA[1957]ではなされていない。とはいえ、意思決定有用性アプローチをアメリカ会計界においてはじめて公式的に提唱したのは AAA[1966]であって、AAA[1957]はその約 10 年前に公表されたプロナウンスメントであった。ここでは、かかる歴史的事実が斟酌されなくてはならないであろう。

2. AICPA1962 年会計原則試案(AICPA[1962])

一用役可能性説の徹底と包括利益一元化への指向性一

AAA[1957]から用役可能性説を継承しつつ、その論理をより徹底的かつ全面的に展開したのは、AICPA1962 年会計原則試案(AICPA[1962])であった。そこでは、資産とは、「期待される将来の経済的便益(expected future economic benefits)であり、それに対する権利が現在または過去の取引の結果、企業によって取得されているもの」(AICPA[1962]p.120)とされている。AICPA[1962]では、「期待される将来の経済的便益」という用語が使用されているが、その含意は AAA[1957]における「用役可能性」と同様と考えて差し支えない(藤井[1997]74 頁)。

注目されるのは、資産の測定に関する以下のような記述である。AICPA[1962]によれば、資産の測定は次の 3 つの段階からなるとされる。すなわち、第 1 は将来の用役が実際に存在しているかどうかの確認、第 2 は存在する用役の量の推定、第 3 は推定された用役の量を価格づけるための基準の選択である(AICPA[1962]p.23)。かかる観点から同原則試案は、貨幣性資産については「割引将来交換価格」(discounted future exchange prices)による測定を、非貨幣性資産については「現在市場価格」(current market price)による測定を、それぞれ原則処理として要求している(AICPA[1962]p.24 and p.27)。

利益概念のあり方との関連でさらに看過されてならないのは、次のような指摘である。「当該概念(実現概念—引用者)は分析的な正確さを欠いているので、会計の基軸的特質としてこれを受け入れることはできない。実際、われわれの関心事は、現実的な諸要素、資産と負債の変動、ならびにそれに関連(起因)した利益への影響である。[···]『実現』は、企業活動や経済活動を正確に〔財務諸表に〕反映するという〔会計の〕主目的を、当該経済活動のたんなる 1 側面にすぎない販売〔時点での収益認識〕に移行させてしまう。」

(AICPA[1962]p.15)

以上から明らかなように、AICPA[1962]は用役可能性説を徹底させることによって、非貨幣性資産をも含む資産の全面時価評価を原則的に要請したプロナウンスメントとなっているのである。会計的認識規準としての実現の否定はその1つの論理的帰結であり、利益概念のあり方との関連でいえば、それは包括利益一元化への指向性を胚胎する主張となっているのである。しかしまた、そうであるがゆえに、AAA[1957]でみられた利益概念二元化の萌芽は、同原則試案においては姿を消している。AICPA[1962]のこうした主張を主導しているのは、用役可能性の実在量にもとづいて「資産と負債の変動」を「正確」に財務諸表に反映することこそが会計の基本的機能であるとする会計思考である。かかる会計思考においては、「利益は企業実体の純資産の増加関数」(AICPA[1962]p.11)として位置づけられることになる。

なお、AICPA[1962]においては、利害関係者への報告や経営者の業績評価に会計データが利用されるといった指摘は散見されるものの(AICPA[1962]p.1)、AAA[1957]と同様、用役可能性説と意思決定有用性アプローチの関連性についての立ち入った検討はなされていない。

3. AAA1964年委員会報告(AAA[1965])

—利益概念二元化か非連携かの二者択一的選択—

AAA1964年委員会報告(AAA[1965])は、①勘定記録の対象となる経済事象は何かという問題と、②記録された経済事象は財務諸表においてどのように報告されるべきかという問題に対して、AAAとしての公式的見解を提示するべく公表されたプロナウンスメントである。

AAA[1965]は、①については全会一致の見解として、「のれん以外のすべての資産の価値変動は、それが適切な証拠によって確証されるかぎり、勘定に記録されるべきである」(AAA[1965]p.312)という回答を提示している。他方、②については委員会多数派の見解として、「資産の『未実現』の価値変動は報告純利益に算入せず、損益計算書の純利益の下に〔別途に〕表示するべきである。そして、未実現の価値変動の累計額は、貸借対照表の留保利益の部に独立項目として表示するべきである」(AAA[1965]p.312)という回答を提示している。

以上の見解にそって損益計算書が作成されるならば、藤井[1999]で詳論したように、そこにおいては、「純利益」(net income)と「純利益と保有損益の合計額」(net income plus holding gains and losses)という2種類の金額が表示されることになる(AAA[1965]pp.321-322)。もし「純利益と保有損益の合計額」が損益計算書のボトムラインであるとすれば、損益計算書には「純利益」と「純利益と保有損益の合計額」という2種類の利益数値が表示されることになり、利益概念の二元化が生じることになる。これに対して、「純利益」が損益計算書のボトムラインであるとすれば、未実保有損益は持分(留保利益の部)に直入されることになり、損益計算書で表示される「純利益」と貸借対照表で表示される持分増加額の切

断、すなわち財務諸表の「非連携」(nonarticulation)が生じる結果となる⁵。AAA[1965]は、どちらの金額が損益計算書のボトムラインであるかを明らかにしていないので、以上はあくまでも解釈の問題にとどまるが、どちらの解釈が妥当するにせよ、AAA[1965]の見解が、それまでの会計慣行からすれば変則的ともいえる会計手続きの変更を実務に迫るものであったことに変わりはない。

こうした問題が生じたのは、AAA[1965]が、一方では用役可能性説を規範とした資産認識(すなわち「のれん以外のすべての資産の価値変動」の認識=資産負債アプローチにもとづくストック認識)を要求しながら、他方では未実現保有損益の純利益からの排除(すなわち慣習的純利益計算の維持=収益費用アプローチにもとづくフロー測定)を要求しているからである。藤井[1999]で指摘したように、規制思考上のかかる論理的不整合は、会計的計算構造の次元でこれを捉えた場合、利益概念の二元化か財務諸表の非連携のいずれかによって処理するしかない。AAA[1965]の歴史的な意義は、後年の基準設定において問題となるこうした論点を、1960年代半ばの時点で(未成熟な形でではあれ)すでに提示していたことにある。

AAA[1965]においては、「投資者が投資意思決定や経営に対するコントロールにおいて公表財務諸表を利用しているということが、第一義的に考慮されるべきである」というAAA[1957]の前掲の指摘が引用され、この指摘に賛同する立場から実現概念の検討を行うとされている(AAA[1965]p.312)。しかし、そこにおいては、AAA[1957]と同様、用役可能性と意思決定有用性アプローチの関連性についての立ち入った検討はなされていない。

4. FASB 概念書第6号(SFAC6)

一利益概念二元化の確定と意思決定有用性アプローチとの統合

FASB 概念書第6号(SFAC6, 1985)においては、用役可能性説にもとづいて財務諸表要素の定義が明らかにされている。同概念書によれば、資産とは、「過去の取引または事象の結果として、ある特定の实体により取得または支配されている、発生の可能性の高い将来の経済的便益」(SFAC6,par.25)とされる。SFAC6では「将来の経済的便益」という用語が使用されているが、AICPA[1962]におけるそれと同じく、その含意はAAA[1957]で提示された「用役可能性」と同様と考えて差し支えない(藤井[1997]74頁)。

資産のかかる定義から演繹的に(すなわち「資産」→「マイナスの資産=負債」→「資産と負債の差額=持分」→「持分の変動額=利益」という定義の連鎖をつうじて)導かれる利益概念こそが、周知のように、包括利益に他ならない。すなわち、SFAC6によれば、包括利益とは、「出資者以外の源泉からの取引その他の事象および環境要因から生じる一期間における営利企業の持分の変動である。包括利益は、出資者による投資および出資者への分配から生じるもの以外の、一期間における持分のすべての変動を含む」(SFAC6,par.70)とされる。

これに対して、稼得利益は「一会計期間の業績を示す測定値」(SFAC5,par.34)であり、

既存の会計実務における純利益との主たる相違は、「会計原則の変更から生じる過年度損益への累積的影響額」(cumulative effect on prior years of a change in accounting principle)を考慮するかしなかないか(純利益では考慮するが稼得利益では考慮しない)という点にあるにすぎないとされる(SFAC5,par.34)⁶。かかる相違は本稿での検討課題と直接的な関連性がなく、また後述(VI節3)するように、FASB自体も近年、稼得利益を純利益の同義語として使用しているので、本稿では稼得利益を純利益と実質的に同義の利益概念として取り扱っている。

以上の検討から確認される主要なポイントは、次の2つである。第1は、AAA[1957]において用役可能性説がはじめて公式的に提唱された時点ですでに萌芽的に観察された利益概念の二元化が、SFAC6の公表によって確定的なものになったということである⁷。FAS130「包括利益の報告」(1997年)は、SFAC6で提示されたこうした利益概念の二元化を前提にして設定された基準書であった(図1参照)。第2は、かかる利益概念の二元化は、用役可能性説と慣習的純利益計算の並存によって惹起された現象であるということである。既述のように、慣習的純利益計算を否定したAICPA[1962]では、利益概念の二元化は生じていない。

ところで、以上の検討からも明らかなように、FASB概念フレームワークには、用役可能性説が、意思決定有用性アプローチと並ぶもう1つの基礎的会計理論として組み込まれている。そうであればこそ、改めて問われるべきは、FASB概念フレームワークにおいて、用役可能性説と意思決定有用性アプローチはどのように関連づけられているかということである。SFAC6では、この点について、以下のような説明がなされている。

企業は、「本質的に資源または資産の処理装置」(SFAC6,par.11)である。すなわち、「営利企業は基本的には、資源を獲得し、利用し、生産し、分配するために存在している」(SFAC6,par.15)のである。「こうした活動をつうじて、営利企業は、社会構成員に財貨または用役を提供するとともに、出資者をはじめとする営利企業への資源提供者に報酬を支払うための現金およびその他の資産を獲得する」(SFAC6,par.15)。投資等の経済的意思決定はこうした営利企業の経済的事項または事象に関連しており(SFAC6,par.10)、また上記のような企業活動に利用できるという可能性が、資源に「将来の経済的便益」という性質を付与しているのである(SFAC6,par.11)。そして、会計情報の意思決定有用性は、資産等の財務的表現の目的適合性ととも、その信頼性ととりわけ「表現の忠実性」(representational faithfulness)に依存しているのである(SFAC6,footnote 7)。

以上から明らかなように、SFAC6においては、企業は「資源または資産の処理装置」とみなされ、会計情報の有用性の主要な一端は、企業で展開される「資源または資産」の処理の実態を「忠実」に表現することに依存するとされているのである。ここでいう「資源または資産」の本質を規定する鍵概念が、用役可能性(将来の経済的便益)に他ならない。つまり、SFAC6においては、「表現の忠実性」という会計情報の質的特徴を媒介にして、資産本質論としての用役可能性説と会計機能論としての意思決定有用性アプローチが概念的

に統合されているのである。この論理にしたがえば、用役可能性を本質とする「資源または資産」の「処理」の実態を「忠実」に表現した会計情報が、資源提供者の意思決定に有用な情報であるということになる⁸。AAA[1957]以来、立ち入った議論のなされることがなかった用役可能性説と意思決定有用性アプローチの関連性について、SFAC6 ははじめて説明らしい説明を示すことになったのである。

IV 包括利益一元化論の論理構成

—IASB のケースを手がかりとして—

包括利益一元化論を最も系統的かつ積極的に主張してきたのは、広い意味での IASB であった。広い意味での IASB というのは、IASB の前身である IASC (2001 年に IASB に改組) のほか、IASB の周辺にあって業績報告の制度設計に一定の関与をしてきた G4+1 や JWG も、そうした組織に含まれるからである。これらは、IASB 議長 (ASB 初代議長) の D.Tweedie とそのグループの活動拠点となってきた組織であり、思想的にはイギリスの強い影響下にある。以下では、これらの組織も含めて IASB と呼称する場合がある。

利益概念をめぐる IASB での議論とアメリカでの議論は、必ずしも理論的基盤を共有しているわけではない。したがって、アメリカで形成された利益概念二元化論と IASB によって主張されるに至った包括利益一元化論は、理論的系譜を異にするものと考えた方が適切かもしれない。とはいえ、FASB と IASB の間では共同プロジェクトを基軸にした理論的交流が系統的になされ、II 節 2 で見てきたように、包括利益一元化論を色濃く反映した論点をその主要な一部として含む検討作業計画が公式的に設定されているのである。このことは、アメリカで形成された利益概念二元化論と IASB によって主張されるに至った包括利益一元化論の間には何らかの理論的接点があるということを示唆している。そして何より、「グローバルな会計基準の収斂」に向けた当該共同プロジェクトの今後のゆくえを見通すためには、FASB (アメリカ) での議論に加えて、IASB における議論を多少なりとも立ち入った形で検討しておくことが欠かせない課題となるであろう。

以上のような現状認識と問題意識にもとづき、この節では、上掲のような広い意味での IASB のケースを手がかりとしながら、包括利益一元化論の論理構成を検討していくことにしたい。

1. G4+1 特別報告(G4+1[1998])および G4+1 方針書(G4+1[1999])

—業績報告プロジェクトにおける包括利益一元化論の嚆矢—

既述のように、FASB/IASB 共同プロジェクトに先鞭をつけたのは ASB/IASB 共同プロジェクトであったが、さらにその ASB/IASB 共同プロジェクトの事実上の出発点として位置づけられているのが、G4+1 特別報告(G4+1[1998])であった。ちなみに、G4+1 は、IASC と英語圏 5 カ国の会計基準設定機関等の関係者から構成された作業グループである⁹。

G4+1[1989]は、財務報告の国際的な比較可能性を高めることを長期目標とする立場から、業績報告のあるべきアプローチを検討したものである。そこで検討されたアプローチは、表2に見る4つである。「業績報告の観点」における「二元観」(dual perspective)とは、「伝統的な損益数値」(純利益¹⁰)と「より包括的な〔損益〕数値」(包括利益¹¹)の両方を報告するアプローチであり、「一元観」(single perspective)とは後者のみを報告するアプローチである(G4+1[1998]pars. 5.3 and 5.6)。G4+1[1989]では、「伝統的な損益数値」は「稼得-実現-対応利益」(earned-realised-matched income)として特徴づけられている。当該利益は二元観にもとづくアプローチAおよびBでは報告されるが、一元観にもとづくアプローチCおよびDでは報告されない。G4+1[1989]の作成にあたったワーキング・グループでは4つのアプローチのいずれもが短所と長所を持つという点で意見の一致をみたが、実質的な多数派は「概念的な理想」としてアプローチDを「明確に選好」したとされている(G4+1[1998]pars. 5.44-5.45)。

表2 G4+1[1998]において検討されたアプローチ
一般的特徴

アプローチ	業績報告の観点は 一元観か二元観か	伝統的な会計測度		
		である「稼得-実現- 対応利益」の報告	用いられる報告様 式のタイプ	用いられる主たる 報告区分の数
A	二元観	あり	多欄式	2
B	二元観	あり	調整式	2
C	一元観	なし*	伝統的様式	2
D	一元観	なし	伝統的様式	3

(原注) *しかし、伝統的な稼得-実現-対応利益とある点で類似した利益の修正額が報告される。

(出所) G4+1[1998]p.32.

G4+1 構成機関のうち、G4+1[1989]が公表された時点で一元観にもとづく財務報告を明確に提唱していたのはASBであり、その主張は財務報告基準書第3号(FRS3, 1992)¹²やASB[1995]においてすでに具体化されていた。たとえば、ASB[1995]では、「財務業績報告書においては当期に発生した利得損失のみが報告され、それら利得損失が後続年度に実現した場合でも当該利得損失が再度報告(リサイクリング—引用者)されることはない」(ASB[1995]par. 6.25)とされている。すなわち、G4+1[1998]ワーキング・グループの実質的な多数派は、ASBが提唱する規制方式を具体例とする業績報告アプローチを「明確に選好」したのであった。この点に、イギリスの明白な影響が見て取れる。

ちなみに、「報告様式のタイプ」における「調整式」とはリサイクリングを含む様式であり、G4+1[1998]ではFASBのFAS130で規定された報告様式がその具体例としてあげられて

いる (G4+1[1998]par. 5. 16)。

G4+1[1998]によれば、一元観を支持する主たる論拠は、次のようなものである。財務諸表の利用者は一元観にもとづく業績報告書に馴れ親しんでいるのであって、多欄式や調整式による業績報告書は過度に急激な変化を実務にもたらすことになるので受け入れがたい (G4+1[1998]par. 5. 19)。とりわけ、同一の利得が異なる会計期間に異なる区分で 2 度にわたって報告されること (すなわちリサイクリング) は財務諸表の利用者にとって理解しにくく、また純利益と包括利益という 2 種類の利益数値が有する意義や重要性の相違も不明確である (G4+1[1998]pars. 5. 20-5. 21)。

G4+1[1998]での検討をふまえて業績報告書のあるべき様式を提案したのが、G4+1 方針書 (G4+1[1999]) であった。IASBは当該方針書を、業績報告プロジェクトの「次なる段階」(next stage) を画するものと位置づけている¹³。G4+1[1998]で示された諸提案は基本的に、G4+1[1998]で提示されたアプローチDにもとづくものとなっている。

図 2 G4+1[1999]で提案された業績報告書様式

営業活動		
収 益		775
売上原価		(320)
その他の費用		(104)
営業利益		51
金融およびその他の財務活動		
支払利息	(26)	
金融商品に係る利得および損失	8	
金融利益		(18)
税引前営業金融利益		33
法人税		(12)
税引後営業金融利益		21
その他の利得および損失		
閉鎖事業資産除却益	3	
継続事業資産除却益	6	
長期資産評価額	4	
外貨純投資換算差額	(2)	
税引前その他の利得および損失	11	
その他の利得および損失に係る税金	(4)	
税引後その他の利得および損失		7
総計(原注) [所有者からの出資および所有者への配分を除いた持分の増加 (減少)]		28

(原注)「総計」は、たとえばアメリカでは「包括利益」、イギリスでは「総認識利得損失」というように、異なった名称で記載されることもある。

(注) 本稿の検討課題と直接関連しない部分は省略している。

(出所) G4+1[1999]par.2.7により作成。

G4+1[1999]でなされた提案のうち、本稿の検討課題との関連で留意されるべきは、以下の2つである。第1は、財務報告の基本目的は将来キャッシュフローの予測に有用な情報を提供することなので、業績を単一の会計測定値(ボトムライン)に集約することや、会計測定値の間に事前に優劣をつけることは好ましくないということである(G4+1[1999]pars. 1.5-1.10)。第2は、今日の発達した市場環境のもとでは、実現利得と未実現利得の間に経済的実質としての相違は存在せず、実現はたんに利得の確実性を表現するにすぎないので、実現基準にもとづく認識の遅延は正当性を持たないということである(G4+1[1999]pars. 4.12-4.13)。第1の提案からは情報セット・アプローチにもとづく単一報告様式の採用が、第2の提案からは会計的認識規準としての実現の否定が、それぞれ導かれることになる。改めて指摘するまでもなく、実現の否定は、純利益の否定すなわち包括利益一元化に帰着する。

図2は、G4+1[1999]で提案された業績報告様式を要約して示したものである。「営業活動」「金融およびその他の財務活動」「その他の利得および損失」という損益区分に情報セット・アプローチの反映を、純利益の排除(非表示)と包括利益に相当する「総計」(total)の表示に包括利益一元化論の反映を、それぞれ認めることができる。

2. IASC原則書草案(IASC[2001])と2002年業績報告原則

—包括利益一元化論にもとづく原則書様式の提示—

IASBは、前身のIASCが改組直前に作成したIASC原則書草案(IASC[2001])を作業指針としながら、業績報告プロジェクトに着手することになった¹⁴。IASC[2001]では、当該プロジェクトを進めるさいに考慮されるべき10の原則が提示されている¹⁵。このうち、本稿での検討課題と直接関連するのは、原則8の「リサイクリング」である。それは、「認識された収益・費用項目は報告書において一度だけ報告され、かりにその性質が〔未実現から実現に〕変化したとしても『リサイクル』されない」(IASC[2001]par. 35)という原則である。この原則の含意は、以下の2つに整理することができる。

第1は、すべての取引および事象は財務諸表において一度だけ認識されるべきであるということである。IASB概念フレームワーク(IASC[1989])によれば、取引その他の事象の影響は、その発生時点において認識し、それらが帰属する期間の財務諸表で報告するものとされている(IASC[1989]par. 22)。さらにまた、同フレームワークでは、構成要素の定義を満たす項目は、(a)当該項目に関連して将来の経済的便益が発生する可能性が高く、かつ(b)当該項目が信頼性をもって測定できる原価または価値を有している場合に、認識するもの

とされている(IASC[1989]par. 83)。これらの指摘は、すべての取引および事象はそれらの発生時点(すなわち認識規準の充足時点)で一度だけ、財務諸表において認識されるべきであるとするIASC[2001]の見解を支持するものである(IASC[2001]par. B47)。

第2は、未実現から実現に移行しても、項目の業績要素としての性質(たとえば営業損益か金融損益か)は変わらないということである。実現基準の支持者たちは実現を、「発生主義会計の利用から生じる不確実性を処理するためのメカニズム」(IASC[2001]par. B48)と見なしている。しかし、「取引または事象を財務諸表において資産または負債として認識するのに十分なだけ測定が確実ならば、当該取引または事象の影響は、認識済みの収益・費用の一部として報告されるべきである」(IASC[2001]par. B48)。つまり、業績報告書においては項目の業績要素としての性質を適正に表示することこそが重要なのであって、測定の確実性の程度は考慮する必要がないのである。

以上にみるIASC[2001]の主張は、G4+1[1998]およびG4+1[1999]で示された包括利益一元化論をほぼそのまま踏襲したものとなっている。こうした観点がプロジェクトの出発点とされたことから、IASBでの議論は、包括利益一元化を所与の前提としつつ¹⁶、もっぱら各項目をどのような「区分」(category)にもとづいて表示するべきかという点をめぐって展開されることになった。こうした議論の指針となったのが、2002年の「業績報告原則」(Reporting Performance Principles)であった。その内容と構成は、表3に見るとおりである¹⁷。IASBは、かかる原則を設定することによって業績報告のための概念的基礎を確立しようとしたのであった(IASB[2002a])。

表3 2002年の業績報告原則

<p>基本原則</p> <p>投資家の視点からは、財務諸表項目の変化率の予測に関する情報を、業績報告書の構成要素の基本的な区分基準とするべきである。</p> <p>作業原則(二次的原則)</p> <p>原則1 業績報告書は、使用総資本利益と株主資本利益が区別できるように作成されるべきである。</p> <p>原則2 将来収益に関する情報として有用であるかぎり、業績構成要素は総額で報告されるべきである。</p> <p>原則3 正味資産を時価評価することが実務的に可能な場合は、業績報告書においては、期待された当期収益、期待外の当期収益、期待外のキャピタル・ゲイン・ロスを区分表示することが有用である。</p> <p>原則4 業績報告書においては、報告年度に経済価値の変動が生じなかった収益および費用が識別されるべきである。</p> <p>原則5 所定の様式に従い、かつ禁止された小計を使用しないかぎり、業績報告書は下記の形式で作成することが認められる。</p> <p>(i) 性質別または機能別に分類された企業全体の情報</p> <p>(ii) 事業セグメント(地域別または製品別)ごとに分類された上記(i)の事業活動</p> <p>(iii) 経営者の裁量でなされた追加的分類</p> <p>実務的制限の原則</p>

原則 A 業績報告書様式は、実現やリサイクルによって影響されるべきではない。
 原則 B 「主要」または「中心」的な営業活動とそうでない営業活動という基準にもとづいて、「営業」と「営業外」を区分することは、実務的でなく、また有意義でもない。
 原則 C 売買利得と保有利得の区別は、営業活動と営業外活動の区別と同様の実務的問題に突き当たる。さらに、この区別は、二義的で主観的な区分基準である時間の概念を持ち込むことになる。したがって、売買利得と保有利得の区別は、収益報告構成要素の明確な概念的基準とはならない。

(出所) IASB[2002a]; IASB[2002c]; 企業会計基準委員会[2002]により作成。

図 3 は、業績報告原則に依拠して提示された業績報告書様式のモデルである。IASB[2002c](p.3)によれば、当該様式は、表 3 に示した「作業原則」(working principles)の原則 1 および原則 3 に依拠して作成されたものとされる。すなわち、原則 1 にもとづいて業績報告書の構成要素が「営業」と「財務」に区分され、さらに原則 3 にもとづいて各構成要素がコラム 1 (再測定前) とコラム 2 (再測定) に再区分されているのである。業績報告原則の原型を示したのが「業績報告概念書」(Concepts Paper on Reporting Performance)と称される内部討議資料であったことから、IASB は図 3 に見るようなマトリックス型の業績報告書様式を「概念書様式」(‘concepts paper’ format)と呼んでいる(IASB[2002c]p.3)。

図 3 概念書様式の基本モデル

	コラム 1 (Column 1)	コラム 2 (Column 2)	合計 (Total)
営業(Operating)	XX	XX	XXX
財務(Financing)	XX	XX	XXX
	XXX	XXX	
	包括利益(Comprehensive Income)		XXX

(出所) IASB[2002c]p.3.

図 4 に示したのは、数値例にもとづいてより具体的な形に展開された概念書様式である。これによって、われわれは、IASB が構想する業績報告書の全容をより具体的に知ることができる。そこでは、多種多様な時価情報が表示される一方で、純利益はもちろん、純利益の推計を可能とするような損益要素さえも排除の対象とされている。多欄式という形式の点でも、純利益の徹底的な排除という内容の点でも、当該様式は、伝統的な業績報告書様式(損益計算書様式)を根底から否定するものとなっている。

図 4 数値例を用いて示された概念書様式

<u>Current Period</u> 当期	<u>Revisions to Expectations of Future Income</u>
-----------------------------	---

		<u>将来利益に関する期待の修正</u>		
<u>Operating</u>	Sales	800		
<u>営業</u>	売上高			
	Cost of sales	(300)		
	売上原価			
	Gross margin	500		500
	売上総利益			
	Selling, general, admin expenses	(100)		(100)
	販売費及び一般管理費			
	Depreciation (HC)	(30)	Revaluation	100
	減価償却費(原価)		再評価	
	Depreciation (CV)	(10)	Impairment (HC)	(15)
	減価償却費(時価)		減損(原価)	
			Impairment (CV)	(25)
			減損(時価)	
			Disposal gains/losses (HC)	45
			資産売却損益(原価)	
			Disposal gains/losses (CV)	5
			資産売却損益(時価)	70
	Service costs	(34)	Changes in actuarial assumptions concerning future cash outflows	(69)
	勤務費用		将来キャッシュ・アウトフローに関する数理計算の仮定の変更	
	Past service costs	(12)		(115)
	過去勤務費用			
	Interest income	25	Unexpected change in fair value	(5)
	利息収入		公正価値の期待外の変動	
		339		36
				375
<u>Financing</u>	Pension interest costs	(53)	Unexpected change in the discount rate applied to liabilities	(135)
<u>財務</u>	年金利息費用		負債に適用される割引率の期待外の変化	
	Expected return on assets	73	Unexpected return on assets	480
	期待運用収益		期待外の運用収益	
		20		345
		359		381
				<u>Comprehensive Income</u>
				740
				包括利益

(出所) IASB[2002b].

ただし、上掲の概念書様式には、かなり頻繁に変更が加えられている。とくに、図 3 で「コラム 1」・「コラム 2」と命名されている列タイトルは、表 4 にみるように、かなり目まぐるしく変更されている¹⁸。このことは、列タイトル（すなわち測定の性質に関する区分）の設定について、IASB内での合意形成が難航したことを示唆している。とはいえ、提案された一連の業績報告書様式は、包括利益一元化（リサイクリング禁止）を前提とする点では一貫している。そしてまた、情報セット・アプローチの観点からマトリックス型の区分

表示様式が採用されている点でも、IASBの一連の提案は一貫しているが、そのために当該様式は、G4+1[1998]が「過度に急激な変化を実務にもたらす」ものとして否定的な評価を下したアプローチA（多欄式）¹⁹と外形的に近似したものとなっていることは、皮肉といえるであろう。

表 4 概念書様式における列タイトルの名称変更

	第 1 列のタイトル	第 2 列のタイトル
2002 年 3 月段階	収益 (Income)	評価調整 (Valuation Adjustments)
2002 年 4 月段階	当期 (Current Period)	将来収益に関する期待の修正 (Revision to Expectations of Future Income)
2002 年 8 月段階	コラム 1 (Column 1)	コラム 2 (Column 2)
2002 年 9 月段階	インカムフロー (Income Flows)	評価調整 (Valuation Adjustments)
2002 年 12 月段階	再測定前収益 (Income before Re-measurements)	再測定 (Re-measurements)

(出所) IASB の公式サイトで公開された各段階の Project Summary 等により作成。

3. IASC ディスカッションペーパー (IASC[1997])

—公正価値に基礎をおく諸原則の提示—

包括利益一元化論の論理構成は、業績報告プロジェクトに先行して進められてきた金融商品プロジェクトとの関連を抜きにしては語れない。金融商品プロジェクトにおいて提唱された「包括的公正価値モデル」(comprehensive fair value model)²⁰が、金融商品（金融資産および金融負債の両方をさす。以下同じ）の包括的な公正価値評価を要請するものであったからである。この主張は以下に見るように、会計的認識規準としての実現の全面的否定をその不可欠の一部として内包するものであった。金融商品プロジェクトにかかわって公表された諸文献は当然のことながら、金融商品の認識・測定問題を中心に論じており、事業投資の認識・測定問題には直接言及していない。しかし、それらは、実現の全面的否定を含むかぎりにおいて、包括利益一元化論の形成に深く関与するものであった。

IASCは1989年に、金融商品の認識、測定、開示に関する包括的な基準を作成するための作業を、カナダ勅許会計士協会(CICA)との共同プロジェクトとして開始した²¹。そして、IASCは当該作業の暫定的な成果として、ED40(1991年)とED48(1994年)を公表した。これら2つの公開草案とりわけED48に対する回答者の批判的コメント等を検討した結果、IASCは当該プロジェクトを2つの段階に分割して進めることにした。第1段階は、金融商品の開示および表示に関する基準を開発する段階であり、これは、IASC理事会がIAS32「金融商品—開示及び表示—」(1995年)を承認した時点をもって完了したものとされた。第2

段階は、金融商品の認識、認識中止、測定、ヘッジ会計に関する基準を開発する段階であり、当該作業にかかわる観点や原則を明らかにするための討議資料として、IASCディスカッションペーパー(IASC[1997])が公表された。

IASC[1997]は、既存の会計実務とそれに配慮した ED48 においては原価評価と公正価値評価が混在する「混合測定システム」(mixed measurement system, 金融商品の保有目的別の測定)が採用されているとしたうえで、当該システムの問題点として以下の 3 つを指摘している(ch.1, par.4.15)。第 1 は、原価評価すべき金融商品と公正価値評価すべき金融商品を区別するための明確な原則を設定することは不可能であるということである。明確な原則が設定できない以上、混合測定システムは「経営者の意図」(management intent)に依拠した裁量的な測定に帰着する。第 2 は、それと関連して、混合測定システムのもとでは、金融商品の裁量的売却をつうじて報告利益を管理する「損益のつまみ食い」(cherry picking)が可能になるということである。第 3 は、混合測定システムのもとでは、認識・測定のミスマッチ問題が生じるということである。このミスマッチ問題に対処するためにヘッジ会計が必要とされるが、ヘッジの指定は「経営者の意図」に依拠してなされるので、同一の状況について異なった会計処理が「経営者の意図」にもとづいて実施されるという新たな問題が生じることになる。総じて、混合測定システムを温存することは、「裁量的で、複雑で、弾力的な解釈の余地を〔会計システムに〕残すことにつながり、その結果、〔会計情報の〕理解可能性、目的適合性、信頼性、比較可能性を損なうことになる」(ch.1, par.6.7)と、IASC[1997]は述べている。会計的認識・測定への「経営者の意図」の介在が、情報の有用性を損なう要因と見なされている点に注目しておきたい。

以上の議論をふまえたうえで、IASC[1997]は、第 2 段階の基準開発の指針とされるべき原則を提案している。そのうち業績報告とりわけ利益測定と関連する原則を整理して示せば、以下のとおりである。①企業が金融商品を構成する契約条項の当事者となった時点で当該金融商品を認識し、契約で規定された企業の権利・義務が消滅した時点等で当該金融商品の認識を中止するべきである(ch.3, pars.3.1 and 4.1)。②当初認識時においても、当初認識以降においても、金融商品は公正価値で測定されるべきである(ch.4, par.2.1 and ch.5, par.3.1)。③金融商品の公正価値の変動から生じるすべての損益は利益の構成要素であり、その発生時に直ちに利益として認識されるべきである(ch.6, par.5.1)。したがって、予定取引に対する繰延ヘッジ会計は支持されない(ch.6, par.4.14)。④公正価値で測定される金融商品を取得する(または発生させる)予定取引に対して指定されたヘッジの損益は、その発生時に直ちに損益計算書で認識されるべきである(ch.7, par.4.15)。適格要件を満たすその他の予定取引のヘッジとして指定された金融商品の損益は、その他の包括利益計算書または損益計算書で表示されるべきである(ch.7, par.4.39)。以上の諸原則はいずれも公正価値に依拠した認識・測定を指向するものであることから、後述の JWG[2001] (p.ii)はこれらを「公正価値に基礎をおく諸原則」(fair-value-based principles)と呼んでいる。

IASC[1997]は、「同一の金融商品を保有するすべての企業は、当該金融商品を同じ方法で

会計処理するべきであるという考え方」(ch.2, par.2.1)に依拠して、「このディスカッションペーパーで提案されている会計原則は、すべての事業会社(all business enterprises)に適用される」(ch.2, par.2.1)と結論づけている。

4. JWG ドラフト基準(JWG[2001])

—包括的公正価値モデルの提唱—

IASC[1997]で示された諸原則を会計基準として具体化するための作業は、JWGに委ねられた。JWGは、IASCおよび9カ国の基準設定機関等の関係者²²から構成された作業グループであり、その作業成果として公表されたのがJWG[2001]の「ドラフト基準」(Draft Standard)であった(JWG[2001]pp.i-ii)。

JWG[2001]においては、IASC[1997]で示された諸原則をほぼそのまま踏襲したドラフト基準が提案されている²³。そのうち「基本的要求」(Basic Requirements)とされる基準の要旨を整理して示せば、次のとおりである。①企業は、資産をもたらす金融商品に係る契約上の権利を有している場合に金融資産を認識し、負債をもたらす金融商品に係る契約上の義務を負っている場合に金融負債を認識しなければならない(Draft Standard, par.31)。②企業は、資産もしくは負債またはその構成要素をもたらす契約上の権利または義務を有さなくなった場合に、金融資産もしくは金融負債またはその構成要素の認識を中止しなくてはならない(Draft Standard, par.37)。③企業は、当初認識時に金融商品を公正価値で測定し、当初認識以降の各時点においても、観察可能な市場価格が存在しない未公開持分投資を除き、金融商品を公正価値で再測定しなければならない(Draft Standard, pars.69 and 122)。④企業は、受取および支払を調整した後の金融商品の公正価値の変動を、その発生した報告期間の損益計算書において認識しなければならない。ただしIAS21「外国為替レート変動の影響」(1993年)に従って貸借対照表の資本の部に表示される損益は除くものとする(Draft Standard, par.136)。

すなわち、JWG[2001]は、IASC[1997]と同様に、原則としてすべての金融商品を公正価値で評価したうえで、その評価損益を発生した期間の利益の構成要素として認識することを要求しているのである。JWG[2001] (p.i)は、こうした会計モデルを、「包括的公正価値モデル」と呼んでいる。「金融商品は誰が保有しているかに関係なく、同一の経済的便益およびリスクを具備し、金融市場の圧力から同様の影響を受ける」(Basis for Conclusions, par.2.1)という理由から、「このドラフト基準で提案されている会計原則はすべての企業に適用可能である」(Basis for Conclusions, par.2.1)と結論づけている点も、IASC[1997]と同様である(後述V節2参照)。

JWG[2001]によれば、「原価基準による測定値は、取引が行われた時点の経済状況の影響だけを反映しており、実現や決済は損益を生み出した事象ではないにもかかわらず、価格変動の影響は実現や決済の時点においてのみ〔測定値に〕反映される」(Basis for Conclusions, par.1.8)。これに対して、「公正価値は、各時点の経済状況の金融商品への影

響に関する市場の評価を反映しており、公正価値の変動は、経済状況に変化が生じた時点の当該変化の〔金融商品への〕影響を反映している」(Basis for Conclusions, par.1.8)。かかる特徴を有するがゆえに、「包括的公正価値モデルは、原価モデルや原価・公正価値混合モデルよりも、目的適合性の点で優れており、したがって、当該モデルが提供する情報は経済的意思決定においても、有用性の点で優れている」(Basis for Conclusions, par.1.38)とされる。総じて、「金融商品に関する歴史的な原価主義会計を放棄することは、〔金融商品の認識・測定に関する基準設定の〕非常に重要な第一歩である」(Basis for Conclusions, par.1.38)というのが、JWG[2001]の基本的な立場であった。

すなわち、以上のことから、IASC[1997]において原型が示され、JWG[2001]において具体的な形で提唱されるに至った包括的公正価値モデルは、金融商品の認識・測定に限定されたものではあるが、認識規準としての実現と測定基準としての歴史的な原価を「包括的」に否定するものであり、したがって、利益測定の世界では包括利益一元化論に帰着する会計モデルとなっていることが理解されるのである。公正価値が金融商品の各時点における実態をより忠実に反映するという観点から、公正価値情報の有用性が強調されている点にも、注目しておく必要がある。

V 主要論点の総括的検討

この節では、前節までの考察をつうじて明らかになった主要な論点を総括的に整理するとともに、それに関連する問題点の検討を行っていくことにしたい。

1. 利益概念二元化の発生要因

前節までの検討によって、包括利益一元化論には 2 つの重要な背景があったことを、われわれは確認してきた。1 つは利益概念の純利益と包括利益への二元化現象の発生であり、もう 1 つは包括利益重視の会計思考の形成である。

このうち前者の利益概念の二元化は、Ⅲ節で見てきたように、慣習的利益測定（すなわち収益費用アプローチにもとづくフロー測定）と用役可能性の実在的認識（すなわち資産負債アプローチにもとづくストック認識）を 1 つの会計システムのもとに並存させようとしたことから生じた現象であった。

アメリカにおける利益概念のこうした二元化現象の発生過程は、会計規制における資産負債アプローチの形成・台頭の過程と表裏の関係をなすものであった。資産負債アプローチの形成・台頭をもたらした主要な現実的要因は、経済的便益やその引渡義務を表さない計算擬制的項目（繰延項目や一部の引当金など）の濫用と、新しい企業取引（リース取引など）の発展にともなうオフバランス項目の増大という会計問題の発生であった(藤井[1997]52頁)。計算擬制的項目の排除とオフバランス項目のオンバランス化をつうじてストック情報の経済的実在性を回復するための指導的会計観として提示されたのが資産負債ア

アプローチであったが（藤井[1997]48頁）、基準設定における当該アプローチの影響力の増大は、Ⅲ節で観察してきたように、利益測定の局面においては利益概念の二元化現象として顕現してきたのであった。資産・負債の評価が収益・費用の測定と切り離された形で行われるという側面に引き寄せていえば、当該現象は、FASB[1976](par.72)という財務諸表の「非連携」(nonarticulation)の発生として捉えられるべきものであった。

論理展開の可能性として整理した場合、上記のような慣習的利益測定と実在的ストック認識の並存状態が、実在的ストック認識の徹底→慣習的利益測定（実現）の否定という形で解消されるならば、利益概念の二元化は包括利益一元化に向かうことになる。事実、Ⅲ節 2 で見てきたように、用役可能性説を徹底させる立場から慣習的利益測定を否定したAICPA[1962]では、利益概念の二元化現象は生じていない。しかし、アメリカにおいては慣習的利益測定の否定がGAAPとして受容されることはなかったために、FASBは利益概念の二元化現象を維持したまま、IASBとの業績報告共同プロジェクトに取り組むことになったのである（Ⅱ節参照）。

2. 包括利益一元化論の論理構成

慣習的利益測定の否定につながる実在的ストック認識の徹底が系統的に主張されたのは、IASB（Ⅳ節冒頭で述べた広義のそれ。以下同じ）においてであった。利益概念二元化論と包括利益一元化論の決定的な相違は、慣習的利益測定（実現）を維持するか否かという点にある。したがって、包括利益一元化論の論理構成を理解するうえで最も重要なポイントとなるのは、実在的ストック認識を徹底させ慣習的利益測定を否定する論理のいかんということになる。Ⅳ節で検討した論点のうち、慣習的利益測定を否定する主要な論理を再整理して示せば、以下のようになる。

第1は、ある項目が未実現から実現に移行しても、当該項目の業績要素としての性質は変わらないということである(G4+1[1999]pars.4.12-4.13; IASC[2001]par.B48)。換言すれば、実現は「利得の確実性」を表現するものにすぎず、今日の高度に発展した市場環境のもとでは実現項目と未実現項目の間に実質的な相違は存在しないということである(G4+1[1999]pars.4.12-4.13)。かかる観点からすれば、原価評価すべき項目と公正価値評価すべき項目を区別することは「不可能」であり(IASC[1997]ch.1, par.4.15)、したがって、すべての取引および事象は、IASB概念フレームワークで提示された認識規準を満たした時点において1度だけ（リサイクリングされることなく）認識されるべきものということになる(IASC[2001]par.B47)。

第2は、認識規準としての実現を維持して実現項目と未実現項目の会計処理に相違を設けることは、「経営者の意図」に依拠した会計を創出することにつながるということである(IASC[1997]ch.1, par.4.15)。この場合、「経営者の意図」は、少なくとも2つの局面で会計的認識に介在する可能性を持つことになる。1つは、実現にもとづいて認識すべき項目とそうでない項目（すなわち原価評価すべき項目と公正価値評価すべき項目）を区分する局面

においてであり、もう 1 つは、売却等をつうじてある項目を未実現から実現に移行させる局面においてである。経営者は、こうした局面で裁量的判断を下すことによって、報告利益の管理すなわち「損益のつまみ食い」を行うことが可能となる(IASC[1997]ch.1, par.4.15)。つまり、同一の状況について異なった会計処理がもつばら「経営者の意図」に依拠した形で実施されることになるのである。この事情は、繰延ヘッジ目的で保有する金融商品についても同様であり、したがって、以上の観点からすれば、予定取引に対する繰延ヘッジ会計は容認できない会計処理となる(IASC[1997]ch.6, par.4.14; JWG[2001]Draft Standard, par.153)。

IASB の関連文献においては、以上のような議論が、金融投資と事業投資を区別することなくなされていることに注目しておく必要がある。さらにまた、金融商品の包括的公正価値評価を提案した IASC[1997] (ch.2, par.2.1)および JWG[2001](Basis for Conclusions, par.2.1)においては、当該提案の適用対象が、金融機関に限定されることなく、「すべての事業会社」(all business enterprises)ないし「すべての会社」(all enterprises)とされている点にも注目しておく必要がある。

IV節の関連各部分で指摘してきたように、IASBにおける議論は、イギリスの強い影響のもとで展開されてきた。しかし、じつは、そのイギリスにおいてさえ、1980年代末までは「測定の信頼性」(reliability of measurement)を保証する認識規準としての実現の意義が半ば公式的に議論されていたのである(Carsberg and Noke[1989]p.42)²⁴。1990年代に入ると、リサイクリングの禁止を明確に謳ったFRS3(1992)が公表され、その後、慣習的利益測定(実現)の否定がイギリスにおける会計規制上の一貫した原則として定着するに至る。こうした会計思考の転換を主導したイギリス会計人の主要な「意図」は、「実現基準の適用にともなう恣意的な利益操作を排除することにあつた」(齊野[2006]117頁)とされる。1980年代後半から急速に進んだ「国際的金融市場の根本的な変化」(IASC[1997]ch.1, par.4.2)も、こうした流れを促進したと推察される。イギリスにおける以上のような経緯から、慣習的利益測定(実現)の否定が、学説上の議論としてはさておき²⁵、同国における会計規制上の基本原則として確立したのは、1990年代初頭という比較的新しい時代の現象であつたということが理解されるのである。

3. 包括利益一元化論と意思決定有用性アプローチの統合

包括利益一元化論の基底には、資産・負債の経済的実質(経済的便益とリスク)は公正価値によって最も忠実に測定されるという考え方がある。III節4で見てきたように、公正価値測定(用役可能性説)と意思決定有用性アプローチは、SFAC6においてかかる考え方を媒介にして統合されている。したがって、その統合にさいして、とりわけ重要な鍵概念となるのが、会計情報の質的特徴の1つされる「表現の忠実性」である。つまり、資産・負債の公正価値測定→資産・負債の経済的実質の「忠実な表現」→有用な会計情報の提供という概念的ループが、そこでは想定されているのである(ただしSFAC6では用役可能性の

測定問題について規範的な議論はなされていない)。

これとほぼ同様の概念的ループが、IASBにおける議論においても、観察される。たとえば、JWG[2001]には、「公正価値は、各時点の経済状況の金融商品への影響に関する市場の評価を反映しており、公正価値の変動は、経済状況に変化が生じた時点の当該変化の〔金融商品への〕影響を反映している」(Basis for Conclusions, par.1.8)との指摘が見られる。そして、JWG[2001]は、かかる観点から、「包括的公正価値モデルは、原価モデルや原価・公正価値混合モデルよりも、目的適合性の点で優れており、したがって、当該モデルが提供する情報は経済的意思決定においても、有用性の点で優れている」(Basis for Conclusions, par.1.38)という主張を展開しているのである。つまり、金融商品の包括的公正価値評価→経済状況の金融商品への影響に関する市場の評価の反映→有用な意思決定情報の提供という概念的ループが、そこでは想定されているのである。

すなわち、以上のことから、公正価値測定(用役可能性説)と意思決定有用性アプローチを統合する論理は、①公正価値は資産・負債の経済的実質を忠実に表現している、②資産・負債の経済的実質を忠実に表現した情報は有用な情報であるという2つの命題によって構成されていることが理解されるのである。そして、FASBでの議論とIASBでの議論は、こうした論理構成の点で軌を一にしている。つまり、ここに、アメリカで形成された利益概念二元化論とIASBによって主張されるに至った包括利益一元化論の理論的接点を見出すことができるのである。

取引や事象の経済的実質を情報の有用性の観点から強調する考え方は、IASB概念フレームワークで提示された「実質優先主義」(substance over form)につながるものといえよう。IASB概念フレームワークにおいては、実質優先主義は、「取引およびその他の事象が、法的形式ではなく、その実質と経済的実態に即して会計処理され、表示される」(par.35)ことを要求する規準とされ、「表現の忠実性」、「中立性」、「慎重性」、「完全性」とともに情報の「信頼性」を構成する「財務諸表の質的特徴」として位置づけられている²⁶。

4. 問題点の検討

以上で整理してきた論点のうち、ここでは包括利益一元化論の論理構成と、包括利益一元化論と意思決定有用性アプローチの統合の論理をとり上げることにしたい。というのは、これら2つには、本稿での検討課題に照らして看過しえない重要な問題点が含まれているからである。ちなみに、利益概念二元化の発生要因は、検討されるべき問題点が皆無とはいえないものの(下記参照)²⁷、基本的には事実の問題であり、本稿の検討課題との関連では、包括利益一元化論の背景として位置づけられるべきものとなっている。

上記2つの論理構成に含まれる看過しえない問題点とは、端的にいえば、結論にかかわる重要な部分における論理の飛躍である。

(1) 包括利益一元化論の問題点

既述のように、包括利益一元化論においては、ある項目が未実現から実現に移行しても当該項目の業績要素としての性質は変わらないとされている。かかる観点からすれば、事業投資や事実上の事業投資を意味する関係会社株式等において生じる未実現保有損益も業績要素の一部として認識されることになる。業績報告書から純利益を排除し利益概念を包括利益に一元化するということは、まさにそうした業績測定を含意しているのである。

これに対して、企業会計基準委員会[2000d](pars.59-61)において主張されているように、成果の稼得パターンが事業投資と金融投資で異なるとする観点からすれば、事業投資の成果はそれが実現したときに（すなわち投資のリスクから解放されたときに）はじめて認識されるべきものとなる。つまり、この場合、事業投資の成果認識にあたっては、実現と未実現を明確に区別することが必要になってくるのである。このことをⅢ節 4 で言及したSFAC6の説明を援用して敷衍すれば、用役可能性の実質は企業における「資源または資産」の「処理」の実態に依存して決まるのであり、したがって、公正価値が「資源または資産」の「忠実な表現」とはならない場合もありうるということになる。この観点に立つ場合、投資の成果はあくまでも、企業における「資源または資産」の「処理」の実態に即して認識・測定されるべきものとなるのである。

どちらの業績測定アプローチを選択するかは会計規制の基礎となる会計観（利益観）をどのように概念構成するかにかかっており、そのためには業績とはそもそも何かについての立ち入った理論的検討が欠かせない作業となる。ところが、包括利益一元化論を提唱しているIASBの関連文献においては、そうした検討がほとんどなされることなく、実現は利得の確実性を表現するものにすぎないという考え方(G4+1[1999]par.4.12)や、実現と未実現の区別は経営者による「損益のつまみ食い」の温床となるという主張(IASC[1997]par.4.15)を論拠にして、会計的認識規準としての実現の否定が結論づけられているのである。つまり、IASBの関連文献における実現の否定は、あるべき業績概念から理論的に導出された結論というよりも、ストックの実在的認識を徹底させることによって「経営者の意図」に依拠した会計処理の可能性を封じ込めるという規制目的を優先させた政策的結論としての性格をより強く帯びているのである。

業績とは何かという会計の本質問題に深く立ち入ることなく（Ⅵ節 3 参照）、実現の全面的な否定を主張する包括利益一元化論は、重大な論理の飛躍を含むがゆえに単純明快であり、直感的にはかえって理解しやすいものとなっている。

(2) 包括利益一元化論と意思決定有用性アプローチの統合の論理の問題点

包括利益一元化論と意思決定有用性アプローチの統合の論理においても、ナイーブな論理の飛躍が内包されている。それは、公正価値が資産・負債の経済的実質の「忠実な表現」であるということと、当該情報が有用な情報であるということが、何らの検証も経ないまま直結されている点に見いだされる。

既述のように、公正価値が資産・負債の経済的実質を忠実に表現するものであるか否か

についても議論の余地があるが²⁸、仮に公正価値が資産・負債の経済的実質を忠実に表現しているとして、当該情報（および当該情報から誘導される包括利益情報）が有用な会計情報といえるか否かは概念的な論証のみによっては決しえず²⁹、それを明らかにするためには実証研究による検証が究極的に不可欠の手段となる。とりわけ企業会計基準委員会[2004b]のいう「内的な整合性」を欠いた会計情報（本稿の検討課題との関連でいえば純利益を排除した会計情報）の場合には、そうである。このような会計情報については、過去の慣習や経験に依拠した有用性の推定が働かないからである。

ところが、包括利益一元化論においては、実証的な検証をまったく経ることなく、公正価値で表現されたストック情報がすなわち有用な情報である（IASC[1999]par.1.5の用語でいえば「予測価値」 predictive value を持った情報である）と、断定的に主張されているのである。公正価値で表現されたストック情報が有用な情報とされる理由（「内的な整合性」を欠いた会計情報の場合は経験的証拠）が示されないかぎり、かかる議論は同義反復（ないし信念の表明）に帰着する。包括利益一元化論はこの点において、ナイーブな論理の飛躍を内包していると評さざるをえないのである。この論理の飛躍は、利益概念二元化論を主張している FASB の関連文献においても、程度の差こそあれ同様に観察されるものである。

総じて、包括利益一元化論と意思決定有用性アプローチの関係いかん、より端的にいえば包括利益に一元化された業績情報の有用性いかんについては、さらに立ち入った検討が必要といえよう。

(3) JWG[2001]の主張と提案に見るバイアス

実証研究への言及ということであれば、次のような興味深い事例にもふれておく必要がある。周知のように、会計基準設定機関やその関係者が、基準設定にさいして実証研究の成果を参照することは極めて稀である。ところが、その極めて稀な事例の 1 つを、じつは JWG[2001]に見いだすことができるのである。

JWG[2001]は、「金融商品の公正価値測定を求める概念的主張は、市場を基礎とした多くの実証研究によって支持されている。今日まで公正価値の開示は限定されたものでしかなかったにもかかわらず、こうした実証研究に関与してきたある学術団体は以下のように評価している」(Basis for Conclusions, par.1.12)と述べ、AAA[1998]の次のような調査結果を引用している。

「学術文献は、(1)金融機関が保有する投資証券、(2)資産負債管理(ALM)を目的として銀行が保有するデリバティブ、(3)銀行の正味ローン、(4)銀行の長期負債については、その公正価値が貸借対照表において認識されるべきであるということを示唆する一貫した証拠を提示している。さらに、実証研究の成果は、これらの金融商品における公正価値の変動を利益に算入することを支持している。最後に、包括的公正価値会計と部分的公正

価値会計に関する経験的証拠は、公正価値会計の開示を最も有用なものにするためには、部分的公正価値会計ではなく包括的公正価値会計が採用されるべきであるということを示している。」(AAA[1998]p.96)

この引用部分のみを一読すれば、AAA[1998]が調査した 22 本の実証研究論文が一様に、JWG[2001]が主張するような包括的公正価値モデルの導入を支持する経験的証拠を報告しているかのような印象を受ける。ところが、引用元の AAA[1998]においては、調査対象とされた実証研究のサンプルはほとんど「アメリカの証券取引所で取引を行っているアメリカ・ベースの金融機関」(p.91)に限定されており、したがって、「このことは、これらの研究から得られた知見を[・・・]他のタイプの組織体に外挿する可能性を制約している」(p.91)という指摘が併せてなされているのである。

JWG[2001]は、こうした指摘に一切言及することなく上記の引用を行い、もって、金融商品の包括的な公正価値測定が「市場を基礎とした多くの実証研究によって支持されている」(Basis for Conclusions, par.1.12)ことの証拠としているのである。しかも、IV節 4 で言及したような理由から、JWG[2001]は、自らが提案する包括的公正価値モデルは金融機関のみならず、「すべての企業に適用可能」(JWG[2001]Basis for Conclusions, par.2.11)と結論づけているのである。上掲の指摘の趣旨からして、JWG[2001]の主張および提案を支持する証拠として AAA[1998]の調査結果を引用することが適当でないことは明白といえよう。ちなみに、第 8 章で詳論するように、AAA[1998]で調査対象とされた実証研究とは対照的に、金融機関以外のサンプルを用いた実証研究ではこれまでほぼ一貫して、包括利益には純利益を上回る情報価値は認められないということが報告されてきたのである。

以上に見るような強引の誹りを免れえない不適切な引用に依拠した論証があえてなされているということは、JWG[2001]の主張および提案がそれだけ強いバイアスを含んだものであることを示唆しているといえるであろう。包括的公正価値モデルの導入を正当化するために援用可能と自らが見なした証拠は、その論理的妥当性のいかに十分に吟味することなく援用するという JWG[2001]の論証姿勢に、包括的公正価値モデル導入への偏向的指向性が滲出していると考えられるのである。

このバイアスは、情報セット・アプローチにおけるバイアスと同根といえるかもしれない。周知のように、情報セット・アプローチとは、「業績を構成する一連の重要な要素」(a range of important components of performance)を強調した開示を行い(FRS3,par.iii), どの構成要素を重要と見なすかの判断は情報利用者に委ねるアプローチをいう(FRS3,par.v)。その説明を文字どおりに受け取れば、伝統的に最も重要な業績情報とされてきた純利益もそこでいう「業績を構成する一連の重要な要素」に当然含まれると解釈されるが、IV節で見えてきたように、情報セット・アプローチの最も重要な現実的機能の 1 つは業績報告書からの純利益の排除(実現の否定=リサイクリングの禁止)にある。たとえば、図 4 において具体的に観察されたように、情報セット・アプローチにもとづく当該業績報告書におい

では、「公正価値の期待外の変動」や「負債に適用される割引率の期待外の変化」といった伝統的な損益計算書には見られない多様な時価情報が表示される一方で、純利益はそこから完全に排除されているのである。情報利用者が純利益を重要な情報と見なすことは、当該アプローチのもとでは許されていないのである。ASBの一見中立的な説明とほうらはらに、「情報セット・アプローチ」は（少なくともこれまでのところ）「純利益の排除」と実質的に同義の言説として機能してきたのである³⁰。

VI むすびにかえて—業績報告の現段階と新たな展開方向—

以上では、FASB/IASB 業績報告共同プロジェクトの開始に至るまでの関連諸文献を主たる検討素材とすることによって、包括利益一元化論の形成過程を追跡し、その論理構成を整理・検討してきた。その作業をつうじて、包括利益一元化論がなぜ業績報告プロジェクトにおいて検討されるべき1つの論点として措定されることになったのかを、FASBそしてとりわけIASBの観点に照らしつつ理論分析的に明らかにするとともに、包括利益一元化論に内在する主要な問題点の指摘を行ってきた。

ここで再び共同プロジェクトに目を転じ、2005年後半以降に観察された一連の新たな動きに言及しておくことにしたい。

IASBは2005年11月16日の審議会で、共同プロジェクトのセグメントA（表1参照）に関する公開草案を公表することを決定した。この決定を受けて、IASBは、国際会計基準第1号改訂に関する公開草案(IASB[2006b])を2006年3月に公表した。また、FASBおよびIASBは2005年末以降の各公式サイトで、共同プロジェクトで掲げられた検討課題についての暫定的結論を公表し始めた。さらに、検討作業の進展とともに当該プロジェクトが利益計算書（損益計算書）のみならず財務諸表全体にかかわる問題をも包摂するようになったために、その事実を反映させるべくプロジェクト名を「業績報告」(Performance Reporting)³¹から「財務諸表の表示」(Financial Statement Presentation)に変更するという決定を、FASBとIASBは行った(FASB[2006b]; IASB[2006a])。

そこで以下では、こうした一連の新たな動きを、本稿の検討課題と関連するかぎりにおいて整理するとともに、業績報告の今後の展開方向を展望することにしたいと思う。

1. 純利益と包括利益の並列開示と純利益の位置づけ

FASBとIASBが示した暫定的結論のうち、本稿の検討課題ととりわけ密接に関連するのは、「所有者としての所有者と行う取引（配当や増資等—引用者）以外から生じる資産および負債の（当該期間における）変動を示し、かつFASB/IASBの現行基準において要求されている純利益net income/損益profit or lossという小計を含む報告書—すなわち稼得利益及び包括利益計算書statement of earnings and comprehensive income(FASB)/認識収益費用計算書statement of recognised income and expense(IASB)と称されている報告書」を、「完

全な一組の財務諸表は含む」(FASB[2006c])という結論である³²。ここでいう「所有者としての所有者と行う取引以外から生じる資産および負債の(当該期間における)変動」とは包括利益を意味しているので、この結論は、業績報告書における純利益と包括利益の並立開示を要求(または容認)したものと見える。つまり、暫定的結論は、包括利益一元化には踏み込まず、利益概念二元化にとどまるものとなっているのである。すなわち、そのかぎり、IASBによって強力に推進されてきた包括利益一元化(業績報告書からの純利益の排除)の試みは、現在ひとまず沈静化したと見ることができるのである。

そしてさらに、稼得利益及び包括利益計算書/認識収益費用計算書において引き続き表示が要求される唯一の1株当たり指標はEPS(1株当たり稼得利益 earnings per share)であって、CPS(1株当たり包括利益 comprehensive income per share)については注記での開示が引き続き認められる(要求はされない)という暫定的結論(FASB[2006a]; FASB[2006c])から、並列開示される2つの利益のうち純利益(稼得利益)が基本的な業績指標として位置づけられていることが理解されるのである。

以上のような暫定的結論に至った経緯について、IASB[2006b]は次のように述べている。「損益(純利益に相当—引用者)に含まれる項目は、その他の認識収益費用 other recognised income and expense (その他の包括利益に相当—引用者)に含まれる項目との区別を是認するような独自の特徴を持っていないと、本審議会は考えた。しかし、本審議会とその前身は、いくつかの項目を損益外で認識することを要求してきたし(現行 IAS1, par.7—引用者)、損益を表示する慣習は現行実務に深く浸透している」(par.BC20)。

すなわち、以上のことから、IASBが上記の暫定的結論に至ったのは、同審議会が包括利益一元化という従来の立場を放棄した結果ではなく、現在なお国際的な広がりをもって支持されている損益(純利益)重視の会計慣行に配慮した結果であったということが理解されるのである。別言すれば、IASB自体は、包括利益一元化の立場を依然として保持し続けていると考えられるのである。

他方、FASBは現在のところ、この点について明示的な説明を行っていない³³。しかし、たとえば、2001年12月から2002年2月³⁴にかけて実施された市場関係者(投資者、与信者、アドバイザー等)に対する聞き取り調査の結果を要約したFASB[2004c]において、「純利益は、しばしば財務分析の出発点として利用されている重要な測定値である」のに対して、「包括利益の表示については、その個別構成項目が明確に表示されているかぎり、要求も反対もほとんどない」ということが主たる知見の1つとして報告されている。暫定的結論に至る過程でかかる知見が考慮されたとすれば、そのかぎりにおいて、FASBにおける議論はIASBにおける議論と軌を一にしていたと考えることができるであろう。

2. 2つの業績報告書様式の選択適用

純利益と包括利益の並列開示という点ではFASBとIASBの暫定的結論は一致しているが、業績報告書の様式については両者の間で異なる結論が示されている。すなわち、純利

益と包括利益を表示する報告書として、FASBは「単一の稼得利益及び包括利益計算書」(FASB[2006c])の作成を要求しているのに対して、IASBは「1つの計算書(認識収益費用計算書)または2つの計算書(損益計算書と当期損益で開始される認識収益費用計算書)」(IASB[2005b])の作成を容認しているのである。つまり、IASBは、業績報告書の作成について、ワン・ステートメント・アプローチ(一計算書方式)とツー・ステートメント・アプローチ(二計算書方式)の選択適用という提案を行っているのである。周知のように、ワン・ステートメント・アプローチとは純利益と包括利益を単一の報告書で表示するアプローチであり(図1参照)、ツー・ステートメント・アプローチとは、純利益は損益計算書(またはそれに相当する報告書)で表示し、包括利益はその構成要素とともに包括利益計算書(またはそれに相当する報告書)で表示するアプローチをいう。ツー・ステートメント・アプローチを採用した場合、損益計算書のボトムラインは純利益となり、純利益はさらに包括利益計算書の最上段で再表示されることになる(図5参照)。

FASBは、「IASBの[かかる]決定は、基準書第130号パラグラフ23においてUS GAAPとして認められた代替的取扱いの1つと類似したものである」(FASB[2006c])と述べている。すなわち、そのかぎり、セグメントAに関するIASBの暫定的結論を示したIASB[2006b]は、「国際会計基準第1号(財務諸表の表示—引用者)をFASB基準書第130号『包括利益の報告』と一致させようとするもの」(FASB[2006c])となっているのである。このことは、業績報告に関するかぎり、国際基準が米国基準に歩み寄る形で会計基準の収斂が進展しつつあることを物語っているといえるであろう³⁵。図5は、IASB[2006b]で例示されたツー・ステートメント・アプローチにもとづく業績報告書様式である。

以上のような暫定的結論に至った経緯について、IASB[2006b]は次のように述べている。「本審議会は、非所有者取引から生じるすべての持分変動を単一の報告書で報告することが望ましいと考えた。非所有者取引から生じる持分変動を構成するすべての項目は、概念フレームワーク(IASC[1989]—引用者)における収益と費用の定義を満たしている[からである]」(par.BC13)。しかし、「構成員との討論において、単一の報告書という考え方には強い反対が存在することが明らかになった。単一の報告書が採用された場合には、そのボトムライン(包括利益/総認識収益費用—引用者)が不適切に強調されることになるであろうと、彼らは主張した。さらに、表示と配列に関する他の側面について検討がなされていない段階で、すなわち認識収益費用計算書においてどのような区分がなされ、どのような項目が表示されるのかが明らかにされていない段階で、単一の報告書で収益および費用を表示することが財務報告の改善につながると本審議会が結論づけるのは時期尚早であると、多くの者が主張した」(par.BC14)。

すなわち、以上のことから、IASBが上記の暫定的結論に至ったのは、同審議会が単一の業績報告書の導入という従来の方針を放棄した結果ではなく、当該方針に対する多数者の懸念や慎重論に配慮した結果であったということが理解されるのである。支配的会計慣行に配慮することによって、IASBの従来からの立場からすれば妥協的ともいえる結論を(暫定的

に) 下すという経緯は、純利益と包括利益の並列開示に関する前掲の暫定的結論のそれと基本的に同様といってよいであろう。

なお、IASB[2006b]では、IASB がかつて強く推奨していた概念書様式 (図 6-3, 図 6-4 参照) の導入に関する提案はなされていない。IASB[2006b]では概念書様式の基礎をなす業績報告原則 (IV節 2 参照) そのものへの言及も見られないことから、包括利益一元化と同じく、概念書様式の導入という試みは (IASB が従来の立場を放棄したか否かはさておき)、現在ひとまず沈静化したと考えて差し支えないであろう。ちなみに、この点に関する説明は、IASB[2006b]では示されていない。

図 5 IASB[2006b]で例示された業績報告書様式

XYZ グループ—20X7 年 12 月 31 日に終了する年度の損益計算書(抜粋)

	20X7 年度	20X6 年度
収 益	390,000	355,000
：	：	：
税引前利益	161,667	128,000
：	：	：
継続的営業活動から生じた当期利益	121,250	96,000
：	：	：
当期利益 (純利益—引用者)	121,250	65,500
純利益を以下のように配分：		
親会社の持分保有者	97,000	52,400
少数株主	24,250	13,100
	121,250	65,500
1 株当たり純利益(通貨単位)：		
基本比率	0.46	0.30

XYZ グループ—20X7 年で終了する年度の認識収益費用計算書

	20X7 年度	20X6 年度
当期利益 (純利益—引用者)	121,250	65,500
その他の認識収益費用 (その他の包括利益—引用者)		
在外営業活動の為替換算差額	5,334	10,667
売却可能金融資産の評価差額*	(24,000)	26,667
キャッシュフロー・ヘッジの評価差額*	(667)	(4,000)

固定資産再評価益	933	3,367
約定退職給付の保険数理上の利得（損失）	(667)	1,333
関連会社のその他の認識収益費用の帰属額	400	(700)
その他の認識収益費用の構成要素に係る法人所得税	4,667	(9,334)
税引後当期その他の認識収益費用	(14,000)	28,000
当期総認識収益費用（包括利益—引用者）	107,250	93,500
当期総認識収益費用合計を以下のように配分：		
親会社の持分保有者	85,800	74,800
少数株主	21,450	18,700
	107,250	93,500

*リサイクリング後の正味金額。

（出所）IASB[2006b]pp.92-94 により作成。

3. 業績報告の今後の展開

純利益と包括利益の並列開示という暫定的結論が示されたことによって、会計のあり方を非連続的に転換するような制度選択（包括利益一元化）は、差し当たり回避されることになった。すなわち、「財務諸表の表示」と改称され再出発した共同プロジェクトにおいて、FASB と IASB は、「純利益/損益という小計を含む財務諸表の枠内で、どのような合計と小計が必要とされるかを検討する」（FASB[2006c]）ことになったのである。

共同プロジェクトにおいて純利益と包括利益の並列開示という暫定的結論が示されたということは、他面においては、業績報告に関する基準が包括利益の表示という方向で収斂しつつあることを意味するものでもある。共同プロジェクトをめぐるこれまでの議論の流れを振り返ってみれば、それは当然というべきことであるが、業績報告書での包括利益の開示を現時点（2006年5月現在）で基準化していない国にとっては今後、重要な意味を持つことになろう。基準のかかる収斂は、それらの国に対して近い将来、包括利益を表示する業績報告書の導入を迫る要因となるからである。

周知のように、包括利益（ないしそれに相当する会計数値）を表示する業績報告書を現時点ですでに基準化しているのは、主要国ではアメリカやイギリスなど少数にすぎない（佐藤編著[2003]）³⁶。基準のかかる収斂によって既存の財務諸表体系の改編を迫られることになる国は、大陸EU諸国や日本など広範にわたる。この意味で、純利益と包括利益の並列開示という暫定的結論それ自体が、グローバルな会計基準の収斂においては重要な段階を画するものになると推察されるのである。

ただし、既述のように、IASB がその暫定的結論においてツー・ステートメント・アプローチの選択適用を認めたことにより、上掲の諸国にとって、包括利益を表示する業績報告

書の導入は、そうでない場合よりも受け入れやすいものとなっている。包括利益（損益）をボトムラインで表示する業績報告書は、既存の損益計算書と基本的に同じ構造を具備した様式となっているからである。つまり、ツー・ステートメント・アプローチを採用した場合、既存の財務諸表体系は基本的に維持したまま、その他の包括利益（その他の認識収益費用）の構成項目と包括利益（総認識収益費用）を表示する包括利益計算書（認識収益費用計算書）をこれに追加する形で、業績報告書を完成させることができるのである。財務諸表体系の連続性は相対的に高いものとなる。これは、IASB[2006b]で指摘されているように、上掲の諸国（ないしその関係団体）がIASBに対して行った意見表明の成果の1つといえるであろう。

とはいえ、既述のように、FASBはその暫定的結論において、ワン・ステートメント・アプローチしか認めていない。また、IASB[2006b]で明らかにされているように、IASBも、ワン・ステートメント・アプローチを原則的方式として位置づけている。したがって、共同プロジェクトの最終結論においてツー・ステートメント・アプローチの選択適用が否認される可能性は、ゼロではないというべきであろう。

さらに付言すれば、暫定的結論で純利益と包括利益の並列開示を認めたとはいえ、既述のように、IASBは包括利益一元化論それ自体を放棄しているわけでは決してない。すなわち、そのかぎりでは、共同プロジェクトの最終結論に包括利益一元化が盛り込まれる可能性は、依然として残っているのである。事実、財務諸表開示プロジェクトでは、「その他の包括利益/その他の認識収益費用は損益にリサイクルされるべきか。もしリサイクルされるべきだとすれば、リサイクルされるべき取引および事象はどのような特徴を持っているか。また、リサイクリングはいつ実施されるべきか」(FASB[2006c])ということが検討課題の1つとして掲げられている。リサイクリングの要否は、依然として共同プロジェクトの主たる検討課題の1つとして位置づけられているのである。

とはいえ、他方では、業績報告に関するFASB/IASBの基準設定活動を支援する作業グループとして「業績報告共同国際グループ」(Joint International Group on Performance Reporting)が2005年に組織され、同グループにおいて「純利益は何を意味するか」(What does net income mean?)³⁷といった問題が議論されるなど、業績概念の独自の検討が開始されてもいる(FASB[2006c]; IASB[2005b])。こうしたことからすれば、かつてIASBの諸提案に見られたようなナイーブな包括利益一元化論が今後単純に繰り返される可能性はそれほど高くないといえるかもしれない。こうした点にも留意しながら、共同プロジェクトの今後の展開を引き続き注視していく必要がある。

最後に、業績報告に関する用語問題にふれておきたい。IASB[2006b]では、業績報告に関する一連の基本用語に新しい名称が付されている。その主なものを整理すれば、表5のようになる。たとえば、包括利益に対応する新名称として「総認識収益費用」(total recognised income and expense)という用語が示されている。その理由を、IASB[2006b]は次のように説明している。「本審議会は、『包括利益』という用語を本公開草案で使用しないことにし

た。[...]『総認識収益費用』という用語の使用は、現行の国際会計基準（IAS1—引用者）と整合しているだけでなく、概念フレームワーク（IASC[1989]—引用者）とも整合していると、本審議会は結論づけた。概念フレームワークにおいては、収益および費用は定義されているが、包括利益は定義されていない（par.BC18）。

つまり、IASB は業績報告に関する主要用語について、IASB の先行プロナウンスメントとの「内的な整合性」を重視した命名を行っているのである。「総認識収益費用」という用語の使用を強制するものではないとされているが(IASB[2006b]par.BC19), グローバルな会計基準の収斂を旨とした FASB との共同プロジェクトの過程で、表 5 に見るような用語の乖離が FASB と IASB の間で生じたことは皮肉といえよう。本稿では、わが国における支配的用法にしたがい、FASB で使用されている用語を優先的に用いてきた。包括利益（総認識収益費用）を表示する業績報告書をわが国に導入するさいには、こうした用語問題も検討されるべき課題の 1 つとなるかもしれない。

表 5 業績報告に関する用語の乖離問題

FASB の用語	IASB の用語
net income (earnings) ⁽¹⁾ 純利益（稼得利益）	profit or loss 損益
comprehensive income 包括利益	total recognised income and expense 総認識収益費用
other comprehensive income その他の包括利益	other recognised income and expense その他の認識収益費用
statement of earnings and comprehensive income 稼得利益及び包括利益計算書	statement of recognised income and expense ⁽²⁾ 認識収益費用計算書
	statement of profit or loss ⁽³⁾ 損益計算書

(1) FASB[2006c]では、“net income”と“earnings”は同義語として使用されている。

(2) ワン・ステートメント・アプローチが採用された場合には、当該報告書で損益と総認識収益費用が表示される。ツー・ステートメント・アプローチが採用された場合には、当該報告書の最上段で損益が表示され、それに続いて、その他の認識収益費用の構成項目と総認識収益費用が表示される（図 5 参照）。

(3) ツー・ステートメント・アプローチが採用された場合、当該報告書のボトムラインで純利益（損益）が表示される。FASB[2006c]ではワン・ステートメント・アプローチの採用が提案されているので、該当する報告書への言及はない。FAS130 では、該当する報告書として、“statement of income”(損益計算書)が示されている。

(出所) FASB[2006c]; IASB[2006b]により作成。

参考文献

- AAA[1957], Committee on Accounting Concepts and Standards, “Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements—1957 Revision,” *The Accounting Review*, Vol.32, No.4, pp.536-546, 中島省吾訳編[1984]『増訂 A.A.A.会計原則—原文・解説・訳文および訳註—』中央経済社。
- [1964], 1964 Concepts and Standards Research Study Committee—The Realization Concepts, “The Realization Concepts,” *The Accounting Review*, Vol.40, No.2, pp.312-322.
- [1966] Committee to Prepare a Statement of Basic Accounting Theory [1966], *A Statement of Basic Accounting Theory*, AAA, 飯野利夫訳 [1969]『アメリカ会計学会・基礎的会計理論』国元書房。
- [1998], American Accounting Association’s Financial Accounting Standards Committee, “Response to a Discussion Paper Issued by the IASC/CICA Steering Committee on Financial Instruments, ‘Accounting for Financial Assets and Financial Liabilities,’” *Accounting Horizons*, Vol.12, No.1, pp.90-97.
- [2000], AAA’s Financial Accounting Standards Committee, “Response to the FASB Preliminary View: Reporting Financial Instruments and Certain Related Assets and Liabilities at Fair Value,” *Accounting Horizons*, Vol.14, No.4, pp.501-508.
- AICPA[1962], R.T. Sprouse and M. Moonitz, *A Tentative Set of Broad Accounting Principles for Business Enterprises*, Accounting Research Study No.3, AICPA, 佐藤孝一, 新井清光共訳[1962]『アメリカ公認会計士協会・会計公準と会計原則』中央経済社。
- AICPA[1973], Report of the Study Group on the Objectives of Financial Statements, *Objectives of Financial Statements*, AICPA, 川口順一訳『アメリカ公認会計士協会・財務諸表の目的』同文館, 1976年。
- ASB[1995], *Statement of Principles for Financial Reporting*, Exposure Draft, ASB.
- Carsberg, B. and C.Noke[1989], *The Reporting of Profits and the Concept of Realisation*, A Report Prepared for the Research of the Institute of Chartered Accountants in England and Wales.
- FASB[1976], *An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, FASB Discussion Memorandum, FASB, 津守常弘監訳[1997]『FASB

- 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社。
- [2001a], *Reporting Information about the Financial Performance of Business Enterprises: Focusing on the Form and Content of Financial Statements*, Background Paper to a Proposal for a New Agenda Project, FASB.
- [2001b], *Reporting Information about the Financial Performance of Business Enterprises: Focusing on the Form and Content of Financial Statements*, Proposal for a New Agenda Project, FASB.
- [2002a], FASB Task Force on Financial Performance Reporting by Business Enterprises, *Classification of Items of Comprehensive Income*, Discussion Paper, FASB.
- [2002b], *FASB and IASB Agree to Work Together toward Convergence of Global Accounting Standards*, News Release 10/29/02, FASB.
- [2004a], *Financial Performance Reporting by Business Enterprises: Summary of Decisions Reached at the April 22, 2004 Joint Meeting*, FASB.
- [2004b], *Fair Value Measurement*, Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Standards, No.1201-100.
- [2004c], *Financial Performance Reporting by Business Enterprises*, Project Updates, Last Updated: October 19, 2004, FASB.
- [2006a], *Financial Performance Reporting by Business Enterprises*, Project Updates, Last Updated: December 20, 2005, Current as of March 20, 2006, FASB.
- [2006b], *Action Alert*, No.06-15, April 13, 2006.
- [2006c], *Financial Statement Presentation—Joint Project of the IASB and FASB*, Last Updated: April 19, 2006, FASB.
- G4+1[1998], L.T. Johnson and A. Lennard, *Reporting Financial Performance: Current Development and Future Directions*, G4+1 Special Report.
- [1999], *G4+1 Position Paper: Reporting Financial Performance*, Discussion Paper, IASB.
- IASB[1989], *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, IASB, 国際会計基準委員会[1989]『財務諸表の作成表示に関する枠組み』。
- [1997], *Accounting for Financial Assets and Financial Liabilities*, A Discussion Paper Issued for Comment by the Steering Committee on Financial Instruments, IASB, 国際会計基準委員会[1997]『金融資産及び金融負債の会計処理』。
- [2001], Report from the IASB Steering Committee on Reporting Financial Performance, *Draft Statement of Principles: Reporting Recognised Income and Expense*, IASB.
- IASB [2002a], *IASB Update, Board Decisions on International Accounting Standards*,

- January 2002.
- [2002b], “Performance Reporting,” *Information for Observers*, Joint Meeting with ASB, 18 April, 2002, London.
- [2002c], “Reporting Performance,” *Project Summary*, Latest revision 2002/08/01.
- [2004], “Performance Reporting /(Reporting Comprehensive Income),” *Project Summary*, Revised: 25 October 2004.
- [2005a], *IASB Update, Board Decisions on International Accounting Standards*, November 2005.
- [2005b], *Performance Reporting*, Project Update, 8 December 2005.
- [2006a], *IASB Update, Board Decisions on International Accounting Standards*, March 2005.
- [2006b], *Exposure Draft of Proposed Amendments to IAS 1 Presentation of Financial Statements: A Revised Presentation*, March 2006, 企業会計基準委員会訳 [2006] 『国際会計基準書(IAS)第 1 号「財務諸表の表示」改訂に関する公開草案—改訂された表示』。
- [2006c], *Joint Project with FASB—Other Long-Term Project: Financial Statement Presentation*, IASB Activities, Latest Revision: 12 April 2006, IASB.
- IASB/FASB[2005], *What Does “Performance” Mean? (Agenda Paper 7)*, Information for Observers, Joint International Group (JIG) on Performance Reporting, January 2005, London.
- JWG[2000], *Financial Instruments and Similar Items*, An Invitation to Comment on the JWG’s Draft Standard, JWG, 日本公認会計士協会訳[2001] 『金融商品及び類似項目』 日本公認会計士協会。
- Tweedie, D. and G. Whittington[1984], *The Debate on Inflation Accounting*, Cambridge University Press.
- Tweedie, D. and G. Whittington[1990], “Financial Reporting: Current Problems and Their Implications for Systematic Reform,” *Accounting and Business Research*, Vol.21, No.81, pp.87-102.
- Whittington, G.[1983], *Inflation Accounting: An Introduction to the Debate*, Cambridge University Press, 辻山栄子訳[2003] 『会計測定的基础—インフレーション・アカウントイング—』 中央経済社。
- 奥野正寛・瀧澤弘和[1996]「比較制度分析のパースペクティブ」青木昌彦・奥野正寛編著『経済システムの比較制度分析』東京大学出版会, 319-341 頁。
- 大日方隆[2002]「利益の概念と情報価値(2)」斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』375-417 頁。

- 企業会計基準委員会[2002]『業績報告をめぐる国際会計基準審議会(IASB)の最近の動き(資料)』。
- [2004a]基礎概念ワーキング・グループ「財務報告の目的」『財務会計の概念フレームワーク』。
- [2004b]基礎概念ワーキング・グループ「会計情報の質的特性」『財務会計の概念フレームワーク』。
- [2004c]基礎概念ワーキング・グループ「財務諸表の構成要素」『財務会計の概念フレームワーク』。
- [2004d]基礎概念ワーキング・グループ「財務諸表における認識と測定」『財務会計の概念フレームワーク』。
- 菊谷正人[2002]『国際的会計概念フレームワークの構築—英国会計の概念フレームワークを中心として—』同文館。
- 斎藤静樹[2002]「総括と補足」斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』431-442頁。
- 齊野純子[2004]「実質単位システムからみたイギリス財務業績報告の特徴」京都大学制度派会計学ワークショップ報告論文。
- [2006]『イギリス会計基準設定の研究』同文館。
- 佐藤信彦編著[2003]『業績報告と包括利益』白桃書房。
- 辻山栄子[1991]『所得概念と会計測定』森山書店。
- [2002]「利益の概念と情報価値(1)—実現の考え方—」斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』349-374頁。
- [2003]「業績報告をめぐる国際的動向と会計研究の課題」『會計』第163巻第2号, 63-80頁。
- 藤井秀樹[1997]『現代企業会計論—会計観の転換と取得原価主義会計の可能性—』森山書店。
- [1999]「アメリカにおける利益測定論の展開—1960年代までの実現概念の変遷を手がかりとして—」『経済論叢』第164巻第6号, 125-144頁。
- [2003]「会計基準の調和化をめぐる国際的動向と日本の調和化戦略」『會計』第163巻第2号, 17-35頁。
- 藤井秀樹, 山田康裕, 境宏恵, 金森絵里[1999]「財務報告基準の国際的調和化をめぐる理論問題の再検討—G4+1特別報告を手がかりとして—」『産業経理』第59巻第3号, 55-65頁。
- 包括利益研究委員会[1998]『包括利益をめぐる論点』企業財務制度研究会。
- 山田辰巳[2003]「IASBとFASBのノーウォーク合意について—国際会計基準と米国会計基準の統合化へ向けての合意—」『企業会計』第55巻第2号, 81-87頁。
- 若林公美[2002]「包括利益情報に対する株式市場の評価—有価証券の評価差額を手がかりとして—」『會計』第162巻第1号, 81-94頁。

1 これら利益の名称は、FASBとIASBでは異なっている。本稿では、わが国でより広く使用されているFASBの用語を優先的に用いることにする。この点の詳細については、本稿VI節3を参照されたい。

2 ただし、論点の過度の拡散を回避するために、本稿での検討対象は基本的に、会計専門家団体や基準設定機関等によって公表されてきた公式文献に限定し、個人研究には立ち入らない。

3 このような場合でも、脚注で純利益を開示することは可能であろう。

4 論点の拡散を回避するために、本稿では議論の対象を資産に限定し、とくに必要な場合を除き、その他の財務諸表要素には言及しないことにする。

5 「非連携」とは、FASB[1976]で提示された用語である。「非連携」に関して、同討議資料は次のように述べている。「連携とは、共通の勘定および測定値を基礎にした利益報告書（およびその他の財務諸表）と財政状態表（貸借対照表）の相互関係をいう。連携した財務諸表においては、利益は正味資産の増加をもたらす、また逆に、正味資産のある種の増加は利益として表れる。財務諸表が連携していない場合には、利益測定は、資産・負債およびそれらの属性の変化の測定とは無関係に行われるので、利益が正味資産のある種の増加を表すとはかぎらない。」(FASB[1976]par.72)

6 ちなみに、FASBは、業績報告プロジェクトに関する暫定方針の1つとして、包括利益計算書において稼得利益の表示は要求しないことを決定している(FASB[2004c])。

7 FASBが、包括利益と稼得利益の関係をはじめて公式的に明らかにしたのは、SFAC5, pars.42-44においてであった。その意味では、SFAC5の公表時点(1984年)においてすでに、利益概念の二元化は決定的になっていたというべきかもしれない。

8 ただし、かかる会計思考がどのような測定基準と結びつくかは、SFAC6では明らかにされていない。

9 IASBにおけるG4+1[1998]およびG4+1[1999]の位置づけについては、IASBの公式サイト <http://www.iasb.org/current/iasb.asp> で公表されている“IASB Activities, Projects in Progress” (2004年11月現在) によっている。該当部分は、G4+1[1999]に収録された“Executive summary”からの引用と思われるが、何らの留保や注釈もなくその公式サイトに再掲されていることから、そこで示されている見解がIASBの公式見解と理解して差し支えないであろう。

なお、G4+1のメンバーは、オーストラリア会計基準審議会(Australian Accounting Standards Board), カナダ会計基準審議会(Canadian Accounting Standards Board), IASC, ニュージーランド財務報告基準審議会(New Zealand Financial Reporting Standards Board), ASB, FASBの6団体の関係者らで構成された。

10 G4+1[1989]は、当該利益の呼称として、純利益のほか、「損益」(profit and loss), 「稼得利益」(earned income), 「実現利益」(realised income)をあげている(par.5.8)。

11 G4+1[1989]は、

12 FRS3, par.56において、ASB[1995]par. 6.25 とほぼ同内容の記述がなされている。

13 脚注6を参照されたい。

14 IASB業績報告プロジェクトの経緯と概要については、辻山[2003]64-70頁で詳論されている。

15 10の原則のタイトルのみを記せば、以下のとおりである。1.範囲, 2.認識収益費用計算書, 3.認識収益費用の表示, 4.外貨換算調整勘定累計額, 5.廃止事業, 6.所得税, 7.異常項目および例外項目, 8.リサイクリング, 9.持分変動計算書, 10.キャッシュフロー計算書。

16 IASBのかかる観点では、IASB[2002c]における『財務業績』は包括利益と同義である

(Project Background)という指摘からも窺い知ることができる。

¹⁷ IASBは、様々な資料において、当該原則の断片的な公表を断続的に行っている。表 3 に示したのは、2002年8月時点での暫定的結論である。

¹⁸ この時期のIASBの提案内容は非常に頻繁に変更されているので、表 6-4 で把握できていない名称変更が存在する可能性もある。仮にそのような事例があったにせよ、概念書様式の列タイトルの名称が短期間に極めて目まぐるしく変更されてきたという事実は、表 6-4 から知ることができるであろう。なお、行タイトルにも断続的に変更が加えられているが、これらの変更は本稿での検討課題と直接的な関連性を有しないので、ここでは言及しないことにする。

¹⁹ G4+1[1998]で提案されたアプローチAにもとづく財務業績報告書様式(多欄式)の概要を示せば、付表 1 のようになる。純利益に相当する「当期利益」(Profit for the financial year)が表示される点で、その根底にある会計思考は異なるが、当該様式は外形的には、IASB[2002]等で示された包括利益計算書様式(概念書様式)と近似したものとなっている。なお、G4+1[1998]ワーキング・グループにおいて、アプローチAを最良のものとして支持したメンバーは、1人もいなかったとされる(G4+1[1998]par.5.44)。

付表 1 アプローチ A にもとづく財務業績報告書様式 (概要)

	£ 000		
	歴史的 Historical Cost Profit and Loss Account	評価調整 Valuation Adjustments	1993 年度 合計 1993 Total
売上高	×××		×××
：	：		：
売上原価	(×××)		(×××)
：	：		：
純営業費	(××)	(××)	(××)
：	：		：
当期利益	××		××
支払配当金および			
支払予定配当金	(××)		
当期留保利益	××		××

(出所) G4+1[1998]par.5.14 により作成。

²⁰ わが国では、「全面時価評価(会計)」(full fair value)と呼ばれることも多い。たとえば、辻山[2002]349 頁を参照されたい。

²¹ IASC[1997]の公表に至る経緯に関する記述は、IASC[1997]ch.1,pars.1.1-1.7 and 3.1-3.4 によっている。

²² JWGを構成したのは、アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、フランス、ドイツ、ノルウェー、ニュージーランド、日本の 9 カ国の会計基準設定主体および職業会計士団体ならびにIASCのメンバーまたはその推薦者であった。JWG[2001]Appendix D.

²³ 参考までに、JWG[2001]で提示されたドラフト基準が依拠する 4 つの原則を示せば、付表 2 のようになる。

付表 2 JWG[2001]で提示されたドラフト基準が依拠する 4 つの原則

1. 公正価値測定の原則

公正価値は、ドラフト基準の範囲に含まれる金融商品および類似項目の最も有用な測定値である。(par.1.6)

2. 利益認識の原則

ドラフト基準の範囲に含まれる金融商品および類似項目の公正価値の受取・支払調整後の変動はすべて、報告企業の利益の増減をなすものであり、その発生した期間の損益計算書において認識しなければならない。(par.1.27)

3. 資産および負債の認識ならびに認識中止の原則

資産および負債をなす項目だけが、財務諸表においてそのようなものとして認識され、測定されなければならない。(par.1.29)

4. 開示の原則

財務諸表の表示および開示は、企業の重要な個々の財務リスクについて、リスク・ポジションと業績が評価できるような基本的な情報を、当該企業における財務リスク管理の目的および方針と関連させて、提供しなければならない。(par.1.31)

(出所) JWG[2001]Basis for Conclusion により作成。

²⁴ Carsberg and Noke[1989]は、会計基準委員会(Accounting Standards Committee)の要請にもとづきイングランド・ウェールズ勅許会計士協会(ICAEW)のリサーチ・ボードが作成を依頼した報告書である。Carsberg and Noke[1989]p.2.

²⁵ 1990年代以前にも学説や各種報告書等においては、慣習的利益測定(実現)の否定を含意するような議論が、イギリスではかなり広く行われていた。この点については、菊谷[2002]; 齊野[2006]を参照されたい。

²⁶ ちなみに、FASB概念フレームワークでは、「実質優先という概念は明確に定義できない曖昧な概念である」(SFAC2,par.160)という理由で、実質優先主義は会計情報の質的特徴から除外されている。

²⁷ 下記のほかには、次のような問題もある。すなわち、ストックの実在性を反映した情報については、AAA[2000]が示唆するように、脚注で開示するという可能性もあるということである。この方式が採用された場合には、利益概念の二元化現象の発生を回避することができるが、FASBではこうした方式の採用は検討されていない。

²⁸ この点については、藤井[1997]179-181頁も参照されたい。

²⁹ 企業会計基準委員会[2004b]で示された「内的な整合性」に依拠すれば、会計情報の有用性について概念的に論証することが可能となろう。しかし、包括利益一元化論を主張している一連の諸文献では、そうした論証もなされていない。また、「内的な整合性」に依拠して会計情報の有用性を概念的に論証する場合にいても、その論証の現実的妥当性を明らかにするためには、実証研究による事後的検証が欠かせない作業となる。

³⁰ この点については、齊野[2006]106頁を参照されたい。

³¹ FASBにおける旧プロジェクト名については、脚注1を参照されたい。

³² FASBは、暫定的結論に関する公表資料において、純利益と稼得利益を同義の用語として使用している。

³³ これは、IASB[2006b]で示された暫定的結論(ワンステートメント・アプローチとツーステートメント・アプローチの選択の容認)がFAS130で示された代替的取扱の1つと類似したものであったことから、「FASBは、フェイズBの作業が明らかにされるまで、フェイズ

Aにおいてなされた結論の公表を延期する決定を下した」(FASB[2006c])ことと関連していると考えられる。

³⁴ 聞き取り調査の実施時期について、FASB[2004c]の原文では“between December and February 2002”となっている。前後の文脈から、当該実施期間は本文で記したような期間であったと推察される。

³⁵ 基準書第130号パラグラフ23では、次のように規定されている。「本基準書は包括利益とその構成要素を表示する特定の報告書様式を要求していないが、本審議会は、その他の包括利益の構成要素および包括利益の総額を、営業損益を示す報告書における純利益の総額の下段、または純利益で開始される別個の包括利益計算書において、表示することを企業に推奨する」(FAS130, par.23)。

³⁶ オーストラリアにおいて、イギリスの事例と類似した業績報告書が基準化されている。他方、現行のIAS1では、持分変動計算書の代替的報告書として「認識利得損失計算書」(statement of recognised gains and losses)の作成が認められ、当該報告書において包括利益に相当する「総認識利得損失」(total recognised gains and losses)が表示されることになっている。認識利得損失計算書が作成されない場合、総認識利得損失は財務諸表で開示されないことになる。

³⁷ IASB/FASB[2005]では、この検討テーマは「『業績』は何を意味するか」(What does “performance” mean?)となっている。